

社会福祉法人の適正な経営の確保に向けて

～区市町村の関与の在り方ガイドブック～

平成 23 年 3 月



はじめに

社会福祉法人が制度化されてから60年近く経過しました。社会福祉法人は、当初、民間篤志家や慈善事業家、障害者団体等により創設されてきました。その後、福祉ニーズの拡大に応じて、医療法人、民間企業、NPO法人等により、社会福祉法人が次々と創設されてきました。

平成12年の介護保険制度の開始等を契機として、在宅サービスを中心に、多様な事業主体が参入してきましたが、社会福祉法人は、依然として社会福祉事業の主たる担い手です。

社会福祉法人は公益性と非営利性を備えた法人として、法人税、区市町村民税、都民税、事業税等が原則非課税となっています。このような税制上の極めて厚い優遇措置が設けられていることから、地域福祉への積極的な貢献等、先導的に質の高い福祉サービスに積極的に取り組むことが期待されています。

区市町村は、介護保険の保険者として、また福祉の実施主体として、社会福祉法人が経営する福祉事業に深く関わっています。また、介護保険事業計画等区市町村の計画の策定・実施の際に、社会福祉法人の存在は欠かせないものとなっています。

社会福祉法人の設立認可は東京都が行っていますが、設立に関わる意見書を区市町村に作成していただいている。更に、区市町村が、公立福祉施設の民間移譲、指定管理者の選定、公有地活用による福祉施設の建設法人の公募等を実施する際には、社会福祉法人の経営や実態を詳細に把握する必要があります。

本ガイドブックは、このような視点から、区市町村が地域の社会福祉法人の経営や実態を把握し、適切に関与するためのポイントをまとめました。社会福祉法人の指導においても、東京都と区市町村が、日頃から協働して当たることが効果的であり、東京都と区市町村の連携協力の事例も盛り込んでいます。

東京都は、福祉サービスを必要とする方が安心して継続的に福祉サービスを利用できるように、平成21から22年度にかけて、社会福祉法人経営適正化事業を実施しています。また、本事業において学識経験者等から構成される「社会福祉法人経営適正化検討会」において、社会福祉法人の経営の適正化に向けた検討を行い、報告書が作成されています。本ガイドブックは、この検討会の意見をいただきながら策定したものです。

国では地域主権改革による区市町村への権限移譲が検討されています。こうした流れも見据えて、区市町村が、社会福祉法人に適切な関与や指導等を行う際に、本ガイドブックが、その一助となれば幸いです。

目 次

1	区市町村と社会福祉法人との関わり	1
2	社会福祉法人とは	3
(1)	社会福祉法人の行う事業と経営の原則	3
(2)	主な設立要件	4
(3)	社会福祉法人に対する規制と優遇措置	5
(4)	社会福祉法人の創設経緯	6
(5)	区市町村別社会福祉法人数	7
3	区市町村が社会福祉法人に関与するため	8
(1)	区市町村の関与に必要な視点	8
(2)	社会福祉法人の経営・実態を把握するため	32
4	問題を解決するために必要な区市町村の関与	49
(1)	区市町村の関与のポイント	49
(2)	各ケースにおける区市町村の関与	52
(3)	緊急的な関与が必要なケース	60
参考	61	
(1)	法人の基礎情報に関する確認事項 関係通知等	61
(2)	社会福祉に関するホームページの一覧	62
(3)	問い合わせ窓口	63

1 区市町村と社会福祉法人との関わり

社会福祉法人の所轄庁は、事業を行う区域が東京都内のみの場合は、東京都知事であり、全国を単位とした事業を行う場合は、厚生労働大臣となります。

東京都知事は、法人設立代表者から設立認可申請があったときは、

- ① その法人が行う予定の事業が、関係法令及び諸規定に示す基準を満たしているか
- ② その法人が事業を行うのに必要な資産を備えているか
- ③ その定款の内容及び設立手続が法令の規定に違反していないか

等を審査し、認可します。

また、所轄庁が厚生労働大臣の場合であっても、東京都内に主たる事務所を設ける場合には、東京都知事を経由して法人設立認可を行うことになります。

この法人認可審査には、区市町村から意見書が必要です。当該法人の事業計画が、区市町村の介護保険事業計画等に沿っているかなどの意見をいただいております。

また、東京都は、社会福祉法人や法人の運営する施設や事業に対して、指導検査を実施していますが、原則として、区市町村職員に検査の立会をお願いしています。社会福祉法人が抱える課題を改善するためには、区市町村が日常的に社会福祉法人と関わる場面において、個々の社会福祉法人の実態を適切に把握し、東京都と区市町村とが連携・協力した指導を行うことがより重要になります。

一方、区市町村は、介護保険の保険者であり、また保育の実施者であるなど福祉の実施主体となっています。住民からの福祉サービス利用申込やサービスに関する相談に備えて、社会福祉法人をはじめとする福祉サービス事業者の状況を把握しておく必要があります。

また、区市町村は、介護保険事業計画等を策定し地域福祉を推進していますが、そうした中で、社会福祉法人が提供しているサービスの種別、質と量を把握する必要があります。

更に、区市町村が

- ① 公立福祉施設を民間移譲する場合の公募条件の策定、移譲先法人の選定
- ② 公立福祉施設の指定管理者の公募条件の策定、指定管理者の選定
- ③ 公有地活用による福祉施設を建設する法人の公募条件の策定、選定

等を実施する際には、社会福祉法人の経営や実態を詳細に把握する必要があります。

○ 社会福祉法人との日常的な関わりにおける区市町村の役割

区市町村と社会福祉法人との日常的な関わりとしては、次の3点があげられます。

- ① 日常的な助言・指導
- ② 日常的な情報収集・整理
- ③ 問題発見時等の東京都への情報提供

「①日常的な助言・指導」は、都内の社会福祉法人において、本来必要な知識や能力が不足していることにより問題を抱えているケースが多いことや、早い段階で問題を把握すると比較的簡単に問題解決を図ることができることからも、大変重要です。社会福祉法人の理事長や役員の中には、社会福祉事業に関する経験や実績を有していても、法人経営や事業運営に関する知識や能力が不足していることも少なくありません。職員の育成の重要性は理解しているが、どのような仕組みを構築していくべきか、財務分析をどのように行えばよいのかなど、取組の必要性を理解しているものの、具体的な進め方が分からずというケースは意外に多いものです。

また、役員人事等では、後任者が見つからないこと等が原因で、高齢の理事や理事会を欠席する理事を再任せざるを得ないケースも見られます。役員人事等について、区市町村の助言や支援を受けることで、法人経営の適正化を実現したケースも少なくありません。

このため、法人役員の経歴等を踏まえて、どのような分野を苦手としているのか把握した上で、必要に応じて助言や指導等を区市町村側から働きかけていくことも有効になります。

また、法人経営や事業運営に有用な情報収集は、本来であれば法人自身が行うべきものですが、情報収集に関して受け身となっている場合もあるため、それぞれの社会福祉法人の経営・実態を把握した上で、区市町村が積極的に関与することは、社会福祉法人にとっても有益となります。

このような関与を区市町村が主体的に行うためには、「②日常的な情報収集・整理」が不可欠です。特別検査の実施等、仮に東京都が緊急的に社会福祉法人に介入しなければならないような事態が発生した場合でも、区市町村が日常的に収集した情報を活用し、区市町村と東京都で連携・協力した指導を行うことができれば、問題の早期解決につながります。

更に、区市町村が社会福祉法人との日常的な関わりにおいて問題を抱える法人を発見・把握した際には、「③東京都への情報提供」を行い、問題解決に向けて都と区市町村との役割分担や協力体制について協議することが大切です。

2 社会福祉法人とは

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人（社会福祉法第22条）をいいます。平成18年の改正前の民法第34条に基づく公益法人から発展した法人で、「公益性」と「非営利性」の性格を備えています。

(1) 社会福祉法人の行う事業と経営の原則

① 第一種社会福祉事業（社会福祉法第2条第2項）

ア 経営主体

（ア）原則として、国、地方公共団体及び社会福祉法人に限定

イ 該当事業（主なもの）

（ア）老人福祉法上の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

（イ）障害者自立支援法上の障害者支援施設

（ウ）児童福祉法上の児童養護施設、母子生活支援施設、障害児施設の一部等

（エ）生活保護法上の救護施設

② 第二種社会福祉事業（社会福祉法第2条第3項）

ア 経営主体

社会福祉法人、NPO法人、民間企業等の多様な事業主体

イ 該当事業（主なもの）

（ア）老人福祉法上の認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）、老人居宅介護等事業（訪問介護）、通所介護（デイサービス）、短期入所事業等

（イ）障害者自立支援法上の共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護

（ケアホーム）、短期入所、就労移行支援・就労継続支援等の通所事業

（ウ）児童福祉法上の保育所、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業等

③ 公益事業（社会福祉法第26条）

公益を目的とする事業

④ 収益事業（社会福祉法第26条）

収益を社会福祉事業又は公益事業に当てる目的として行われる事業

⑤ 経営の原則（社会福祉法第24条）

「社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。」

(2) 主な設立要件

① 役員

ア 6名以上の理事と2名以上の監事

※ 社会福祉法第36条では、3名以上の理事と1名以上の監事となっているが、国通知により上記定数としている。任期は2年（ただし再任を妨げない。）

イ 理事の要件

（ア）社会福祉事業について、学識経験を有する者又は地域の福祉経験者を加えること。

※ 「学識経験を有する者」とは、社会福祉に関する教育・研究を行う者、社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した者、公認会計士・税理士・弁護士等

※ 「地域の福祉経験者」とは、社会福祉協議会等団体役員、民生・児童委員、福祉団体代表者、医師・看護師・保健師、自治会役員等

（イ）施設経営の実態を法人運営に反映させるため、1名以上の施設長等が理事として参加すること。

（ウ）各理事と親族等の関係にある者が関係法令・通知に定める制限数を超えて選任されなければならないこと。

※ 理事定数6～9名 1名以内 理事定数10～12名 2名以内
理事13名以上 3名以内

ウ 監事の要件

（ア）理事、評議員又は社会福祉法人の職員を兼ねてはならない。

（イ）1名は、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。

（ウ）1名は、財務諸表等を監査し得る者であること。

（エ）他の役員と親族等の関係にある者でないこと。

② 資産（社会福祉法第25条）

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。

ア 自己所有の原則

（ア）社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有している、又は国若しくは地方公共団体からの貸与若しくは使用許可を受けている。

（イ）土地取得が困難な地域においては、土地に限り民間からの貸与が可能（地上権又は賃借権の登記が必要）

イ 基本財産に関する原則

- (ア) 処分、担保提供に供する場合は、所轄庁の承認が必要
- (イ) 経営する施設の用に供する不動産は、すべて基本財産とする。
- (ウ) 社会福祉協議会及び共同募金会は300万円以上

ウ 社会福祉施設を経営する法人

- (ア) 経営する施設の用に供する不動産は、すべて基本財産とする。
- (イ) すべての社会福祉施設の用に供する不動産が、国又は地方公共団体からの貸与若しくは使用許可をうけているものである場合にあっては、1,000万円以上に相当する資産を基本財産として有していること。

エ 社会福祉施設を経営しない法人

- (ア) 原則1億円以上の資産を有すること。
- (イ) NPO法人等で、5年以上にわたって、小規模通所授産施設、居宅介護等事業、地域・共同生活援助事業又は介護犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業のいずれかの事業実績があり、当該事業を実施する場合に限っては、1,000万円以上に相当する資産を有すること（一の都道府県の区域内で事業を行う場合のみ）

オ 施設建設及び運営に必要な資金

- (ア) 運転資金として、年間事業費の12分の1以上に相当する額
※ 障害者施設等自立支援給付費制度の対象となる事業を主として行う法人の場合は、年間事業費の12分の2以上に相当する額、介護保険法上の事業を主として行う法人の場合は、12分の3以上に相当する額が必要
- (イ) 建設等自己資金
- (ウ) 法人事務費（必要な金額）

(3) 社会福祉法人に対する規制と優遇措置

① 社会福祉法人に対する規制

- ア 残余財産の処分制限（社会福祉法第31条3項・第47条）
 - ・法人を解散した場合の残余財産は、他の社会福祉法人又は最終的に国庫に帰属
 - ・事業を実施するために供された財産は法人所有となり、持ち分は認められない。
- イ 収益事業からの収益の使途制限（社会福祉法第26・57条）
 - ・収益事業からの収益は、社会福祉事業又は一部の公益事業のみに充当できる。

- ウ 所轄庁による行政処分（社会福祉法第56条第2項から第4項）
・ 法令、行政庁の処分若しくは定款に違反し、又は運営が著しく適正を欠く場合
⇒ 措置命令、業務停止命令、役員解職勧告、解散命令等

② 社会福祉法人に対する優遇措置

- ア 法人税、固定資産税、寄付税制等の優遇措置
- 国税 法人税（法人税法上の収益事業以外の所得）、登録免許税（法人設立登記及び社会福祉事業に係る不動産登記）の非課税
- 地方税 収益事業以外の事業に係る事業税、市町村民税・都民税の非課税
社会福祉事業の用に供する土地・建物等に係る固定資産税、不動産取得税の非課税
- イ 施設整備等に対する補助（行政が事業費の一部を補助）
- ウ 社会福祉施設の職員を対象とした退職手当共済制度
(国が掛金の1/3以内を補助)

(4) 社会福祉法人の創設経緯

昭和26年の社会福祉事業法の施行により「社会福祉法人」が制度化され、都内においても、次のような多様な成り立ちから社会福祉法人が創設されています。

- ① 戦前戦後からの民間篤志家や慈善事業家が、社会福祉事業法制定時に創設
- ② 障害者又はその家族等の当事者により設立された団体からの転換
- ③ 医療法人が社会福祉事業を営むために参入
- ④ 介護保険制度を契機に、社会福祉事業を開始するために新たに創設
- ⑤ 障害者自立支援法の制定を契機に、施設を社会福祉法に基づく施設（いわゆる法内施設）とするために創設
- ⑥ 民間企業がCSR（企業の社会的責任）の一環として参入
- ⑦ 個人・企業が土地や財産を有効活用するために創設
- ⑧ 社会福祉事業を営んでいるNPO法人が、別に創設
- ⑨ 行政が主導して福祉サービスを実施するために創設

(5) 区市町村別社会福祉法人数

平成23年2月末現在、都内には 1,017の社会福祉法人があり、法人本部所在地の区市町村別法人数は、次のとおりです。

<区市町村別社会福祉法人数>

(平成23年2月末現在)

区部	法人数	区部	法人数	区部	法人数
千代田区	13	品川区	14	北区	20
中央区	9	目黒区	12	荒川区	10
港区	16	大田区	25	板橋区	40
新宿区	33	世田谷区	44	練馬区	31
文京区	13	渋谷区	13	足立区	36
台東区	10	中野区	15	葛飾区	35
墨田区	19	杉並区	21	江戸川区	26
江東区	19	豊島区	11	計	485

市部	法人数	市部	法人数	市部	法人数
八王子市	66	国分寺市	11	清瀬市	10
立川市	17	国立市	12	東久留米市	11
武蔵野市	12	狛江市	5	青梅市	49
三鷹市	17	東大和市	9	福生市	9
府中市	23	武蔵村山市	12	羽村市	11
昭島市	14	多摩市	17	あきる野市	19
調布市	18	稲城市	9	計	485
町田市	58	小平市	21		
小金井市	6	東村山市	13		
日野市	21	西東京市	15		

町村部	法人数	町村部	法人数	町村部	法人数
瑞穂町	9	八丈町	2	御蔵島村	1
日の出町	12	利島町	1	青ヶ島村	0
檜原村	5	新島町	2	小笠原村	2
奥多摩町	5	神津島村	2	計	47
大島町	4	三宅村	2		

3 区市町村が社会福祉法人に関与するため

(1) 区市町村の関与に必要な視点

社会福祉法人が提供する福祉サービスは、地域の福祉サービスを安定・充実させ、地域住民の生活の質を向上させるものであることから、地域福祉における不可欠な要素となっています。

区市町村には、地域における福祉サービスの質と量を安定的に確保する役割があるため、サービスの提供主体である社会福祉法人にも適切に関与することが求められます。

区市町村が社会福祉法人に関わる主なタイミングとしては、法人設立時や住民からの利用申込み・相談時、区市町村立施設の指定管理の実施時（業務委託・民間移譲・公有地活用（公募））、既存法人の施設新設・改修時、補助金・助成金・貸付金の相談時等が考えられます。区市町村は、これらのタイミングをとらえて社会福祉法人の経営状況やサービス提供等の実態を把握し、必要な関与を行うことになります。

<区市町村が社会福祉法人に関与するタイミング>

区市町村の主な関与（例）	
法人設立時	<ul style="list-style-type: none">○ 介護保険事業計画等を理解し、適切な事業計画が立てられているか検証した上で、意見書を作成すること。○ 設立場所の立地条件を検証した上で、意見書を作成すること。○ 施設整備時の入札の立会い 等
住民からの利用申込・相談時	<ul style="list-style-type: none">○ 事業所の特徴やサービス内容を住民に対して情報提供すること。○ 住民の申込や相談に備えて、日頃から地域の社会福祉法人の状況を整理しておくこと。 等
区市町村立施設の指定管理の実施時	<ul style="list-style-type: none">○ 区市町村立施設の指定管理先法人の選定を行うこと。○ 指定管理先法人の実績や事業計画を審査すること。 等
既存法人の施設新設・改修時	<ul style="list-style-type: none">○ 介護保険事業計画等を理解し、適切な事業計画が立てられているか検証した上で、意見書を作成すること。○ 新設場所の立地条件を検証した上で、意見書を作成すること。○ 施設整備時の入札の立会い 等
補助金・助成金・貸付金の相談時	<ul style="list-style-type: none">○ 公的資金の投入にあたり、法人の適格性や事業計画を審査すること。○ 公金投入後は、適正な事業運営がなされているのか監督すること。 等

① 法人設立時に確認したいポイント

社会福祉法人を設立するためには、資産に関する要件や役員（理事・監事）に関する要件、理事会や評議員会設置に関する基準等を満たすことが必要になります。これらの要件を満たした場合に、11～12ページの「社会福祉法人設立の流れ」に沿って、設立の手続を進めることになります。

＜社会福祉法人設立に関する主な要件（※1）＞

項目	内容
資産に関する要件 ※右記は施設経営を行う法人の場合	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体からの貸与若しくは使用許可を受けていること。・施設の用に供する不動産は基本財産とすること。・すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合は、1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。）を基本財産として有していること。・都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（土地）に限り、国又は地方公共団体以外の者から貸与をうけることとしても差し支えないこと。この場合は、事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、これを登記すること。
理事に関する要件	<ul style="list-style-type: none">・定数は6名以上とすること。・各理事と親族等の特殊関係がある者（※2）を制限数を超えて選任していないこと。・法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えていないこと。・社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること。・社会福祉施設を経営する法人は、1名以上の施設長等が理事として参加すること。
監事に関する要件	<ul style="list-style-type: none">・定数は2名以上とすること。・当該法人の他の職務を兼任することができないこと。・監事のうち1名は財務諸表等を監査し得る者であること。・監事のうち1名は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。・他の役員と親族等の特殊関係者でないこと。・当該法人の社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行うものでないこと。
評議員会に関する要件	<ul style="list-style-type: none">・評議員の数は理事の2倍を超える数とすること。 <p>※評議員の要件は、理事の要件に準ずるものとされています。</p>

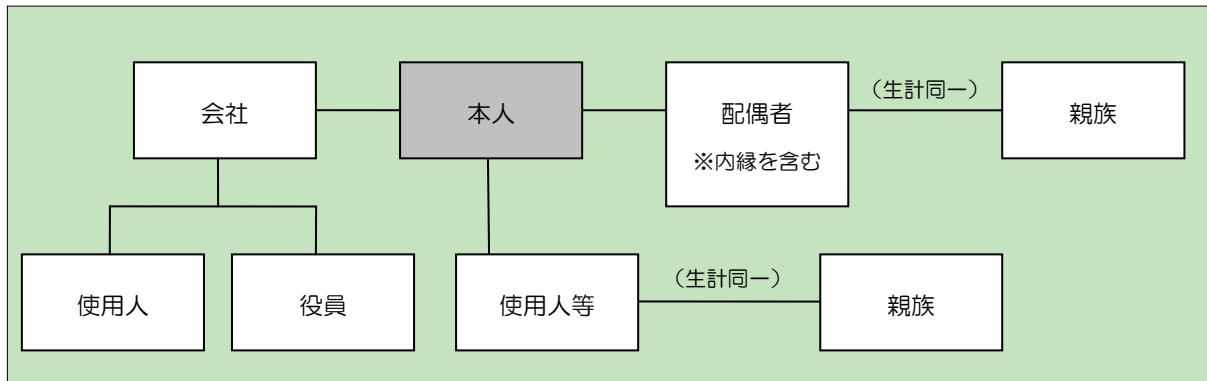
（※1）社会福祉法人の設立に係る要件については、社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付障第890号、社援第2618号、老発第794号及び児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知）の別紙1「社会福祉法人審査基準（平成22年10月14日最終改正）」等に定められています。

（※2）親族その他の特殊の関係がある者については次ページを参照

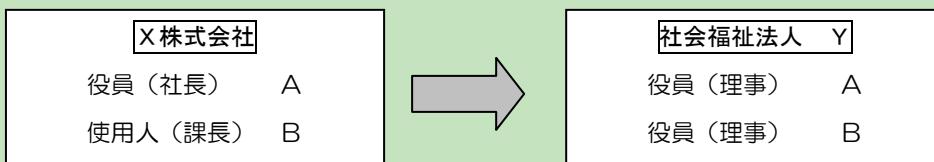
ア 親族その他の特殊の関係がある者について

親族その他特殊の関係がある者の範囲については、「社会福祉法人審査基準」において「租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する親族等をいう。」とされており、具体的には6親等内の親族、配偶者（内縁を含む。）及び3親等以内の姻族が該当します。

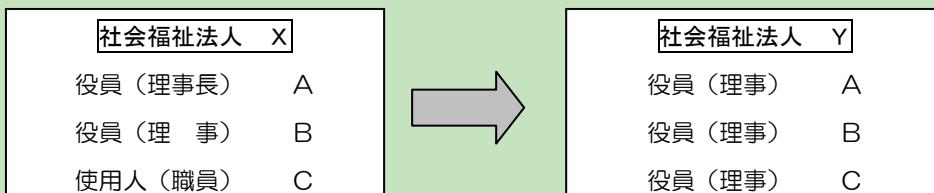
＜親族その他の特殊の関係がある者の範囲＞



＜その他特殊の関係の例＞



ABはX株式会社において雇用関係にあり、その者が社会福祉法人Yの役員に就任する場合、特殊関係になる。 ⇒ 制限数を超える場合は、認められない



社会福祉法人の雇用関係に当たらない役員同士又は役員と使用者の関係についても、それぞれ特殊関係になる。（株式会社、公益法人、医療法人、宗教法人等の役員や使用者についても同様） ⇒ 制限数を超える場合は、認められない



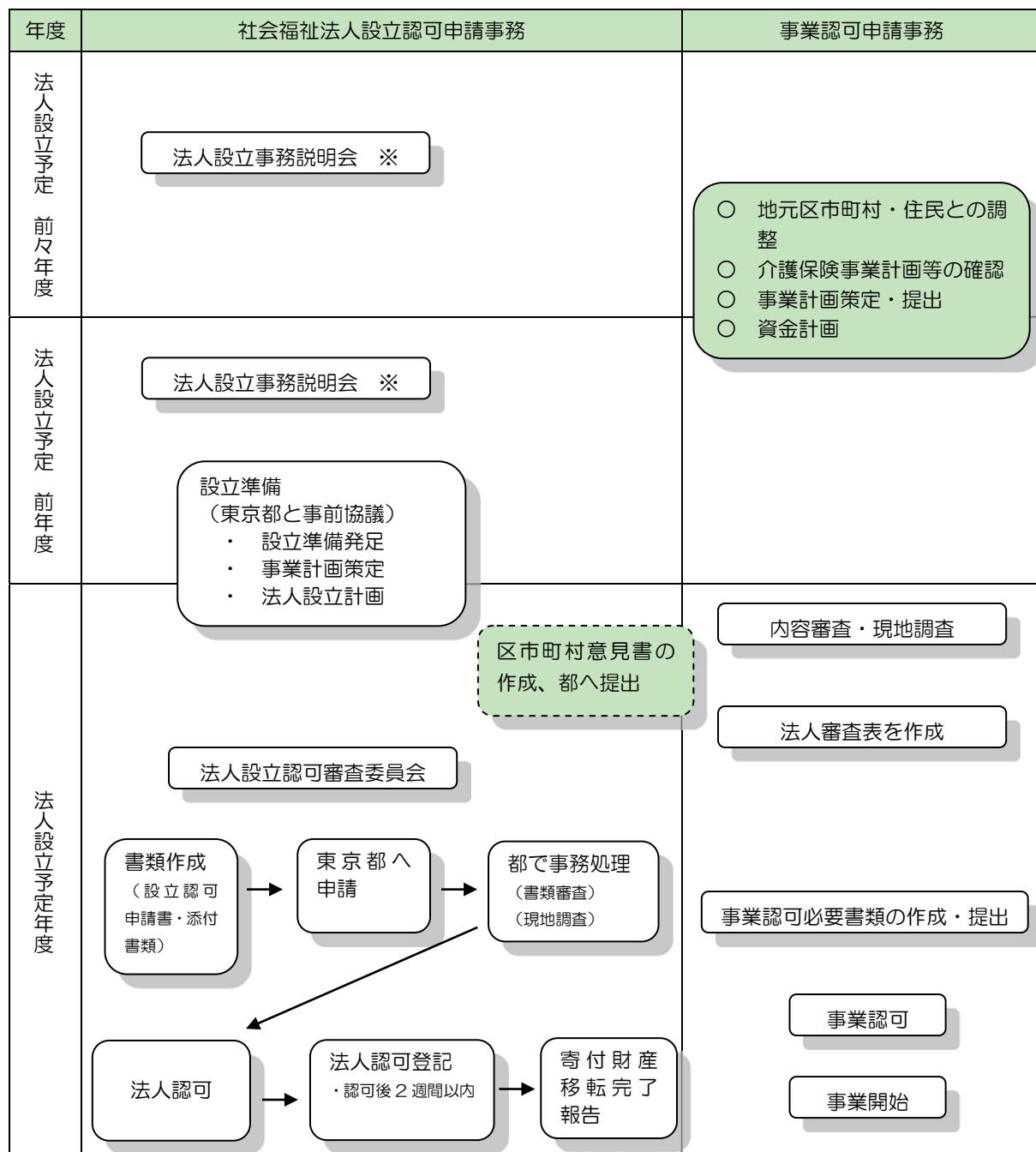
同一法人において雇用関係にある者が当該法人の役員に就任する場合に限っては特殊関係にならない。 ⇒ 認められる

イ 社会福祉法人設立の流れと区市町村意見書の位置付け

社会福祉法人を設立するまでの流れは、施設整備の有無により違いがありますが、いずれの場合においても、法人設立予定の前々年度に行う「地元区市町村や住民との調整」や「区市町村意見書の作成」等の際に区市町村の関与が必要になります。

特に、区市町村の意見書は、法人設立認可審査委員会において法人の設立認可を判断する材料の一つとして用いられるため、その位置付けは重要です。

＜社会福祉法人設立の流れ・施設整備を行わない場合＞



※ それぞれのケースにより多少の違いが生じることがあります。

※ 法人設立事務説明会は毎年実施しています。

＜社会福祉法人設立の流れ・施設整備を行う場合＞

年度	社会福祉法人設立認可申請事務	施設建設・認可関係事務（施設建設単年度工事の場合）
法人設立予定 前々年度	<p>法人設立事務説明会 ※</p> <p>設立準備 (東京都と事前協議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立準備発足 ・ 事業計画策定 ・ 法人設立計画 	<p>施設整備について準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地元区市町村・住民との調整 ○ 施設建設・運営計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の確保 ・ 開発許可・農地転用 ・ 雜排水放水調整等の手続 ・ 建物の基本構造 ○ 資金計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築計画 ・ 運営資金
法人設立予定 前年度	<p>法人設立事務説明会 ※</p> <p>区市町村意見書の作成 都へ提出</p> <p>(第1回) 施設整備補助対象法人審査委員会</p> <p>(第2回) 施設整備補助対象法人審査委員会</p>	<p>施設の適否について所管課と協議</p> <p>施設整備基礎資料提出</p> <p>協議書の提出・ヒアリング (福祉医療機構からの融資を予定している場合は並行して事前審査)</p> <p>福祉医療機構借入申請 (東京都福祉保健財団)</p>
法人設立予定年度	<p>(第3回) 施設整備補助対象法人審査委員会</p> <p>書類作成 (設立認可申請書・添付書類)</p> <p>→ 都へ申請</p> <p>→ 都で事務処理 (書類審査) (現地調査)</p> <p>法人認可</p> <p>→ 法人認可登記 ・認可後2週間以内</p> <p>→ 寄付財産移転完了報告</p> <p>→ 確認調査</p>	<p>国庫補助金 (交付金) 都補助金 (交付金) 内示</p> <p>建築確認申請</p> <p>福祉医療機構 融資決定</p> <p>契約時の入札立会い</p> <p>・ 設計契約 ・ 工事契約 ・ 工事着工届 ・ 工事進捗状況報告 (必要な都度)</p> <p>補助金交付申請</p> <p>交付決定</p> <p>融資申込</p> <p>契約</p>
法人設立予定 翌年度		<p>施設認可</p> <p>施設開所</p> <p>補助金交付・受入</p> <p>工事完了届 竣工検査 事業実績確定報告 補助金確定</p>

※ 法人設立事務説明会は毎年実施しています。

ウ 法人設立相談時～意見書作成の際に確認したいポイント

社会福祉法人設立の流れの中で、区市町村が最も深く関与するのは、「意見書の作成」です。社会福祉法人は地域の福祉サービスの重要な担い手であるので、意見書の作成は、「地域の福祉サービスを設立予定の法人に任せることができるのか」、「将来にわたって、質の高い福祉サービスの提供が期待できる法人なのか」等を区市町村が判断し、意見を述べる大切な機会となります（既設法人が施設を新設する際も同様です。）。

実際に法人の設立認可事務を行うのは東京都（又は厚生労働省）ですが、設立予定法人の実態（理事の経歴や構成）や設立予定地の立地条件（福祉サービスの提供にふさわしい場所かどうか）、介護保険事業計画等との適合性など、区市町村だからこそ適切な判断が可能となる事項は少なくありません。地域住民の福祉を守るために、区市町村の立場で十分な検証を行った上で意見書を作成し、提出することが求められます。

＜社会福祉法人設立の審査項目（例）と区市町村で確認したいポイント＞

項目	設立認可に係る審査項目（例）	区市町村で確認したいポイント	
法人の適格性	組織運営	【役員構成】 <ul style="list-style-type: none">・ 適正な役員構成になっているか。・ 役員として適格性を欠く者はいないか。・ 社会福祉事業経営者としての職責を自覚しているか。・ 法人経営参加の動機は純粋なものか。	<input type="checkbox"/> 地域の福祉サービスを担うために、理事長や役員の経歴や実績等はふさわしいか。 <input type="checkbox"/> 役員構成に問題はないか（特殊関係等）。 <input type="checkbox"/> 社会福祉事業に対する高い志を有しているか。
		【施設長の資格】 <ul style="list-style-type: none">・ 施設長は関係法令及び通知で定める資格を有する者であるか。	<input type="checkbox"/> 施設長は提供する福祉サービスにふさわしい資格、経歴を有しているか。
		【経営方針】 <ul style="list-style-type: none">・ 経営方針は確立されているか。	<input type="checkbox"/> 区市町村の介護保険事業計画等を理解した経営方針や事業計画が立てられているか。
	財政状況	【事業運営資金の確保】 <ul style="list-style-type: none">・ 施設整備資金のほか法人設立当初の事業運営資金は確実に確保されているか。	<input type="checkbox"/> 社会福祉事業の運営に必要な資金を有しているか。
		【確実な補助の見込み】 <ul style="list-style-type: none">・ 自治体からの補助受入れを予定している場合には、確実に補助の見込みがあるか。	<input type="checkbox"/> 自治体の補助内容を正しく理解しているか。また、確実な補助が見込めるか。

項目	設立認可に係る審査項目（例）	区市町村で確認したいポイント
事業計画	所有予定地の確保	<p>【寄附の確実な履行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地所有者からの寄附により取得する場合、当該土地所有者は法人に対して寄附を行う意思があるか。
		<p>【売買契約の適正さ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買契約により取得する場合、契約内容は適正であるか。
	物件の確実な所在	<p>【土地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物件は確実に所在するか。 ・ 寄附申込者又は売主は正当な所有者であるか。 ・ 当該土地に抵当権等の所有権以外の権利関係が存在していないか。
		<p>【建物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物件は確実に所在するか。 ・ 寄附申込者又は売主は正当な所有者であるか。
	施設の建築可能性	<p>【建築可能性（用途地域・建ぺい率・容積率）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該土地に施設の建築が可能であるか。（用途地域、建ぺい率、容積率等）
	立地条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通機関、医療施設、公共施設等の立地条件に問題はないか。
資金計画	地域住民の了解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該土地に施設を建設することについて、地域住民は了解しているか。
	事業規模の適正さ	<p>【介護保険事業計画等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険事業計画等に照らして、事業規模が適正か。
		<p>【需要見込み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険事業計画等や近隣の同種の施設の整備状況を踏まえて、適切な需要を見込んでいるか。

項目	設立認可に係る審査項目（例）	区市町村で確認したいポイント
借入金	【単価設定】 <ul style="list-style-type: none"> 当該事業にふさわしい単価（介護報酬や措置費単価等）が設定されているか。 	<input type="checkbox"/> 提供予定の福祉サービスを正しく理解し、各事業法等で定められた単価に基づく収入計画が立てられているか。
	<ul style="list-style-type: none"> 借入金は確実に調達できる見込みがあるか。 借入金償還の見通しあるか。 	<input type="checkbox"/> 事業規模に適した借入金を見込んでいるか。また、借入先に問題はないか。
	<ul style="list-style-type: none"> 寄附金（設立当初の自己資金）は確実なものであるか。 	<input type="checkbox"/> 設立当初の自己資金に不足はないか。

② 住民の利用申込み・相談時に確認したいポイント

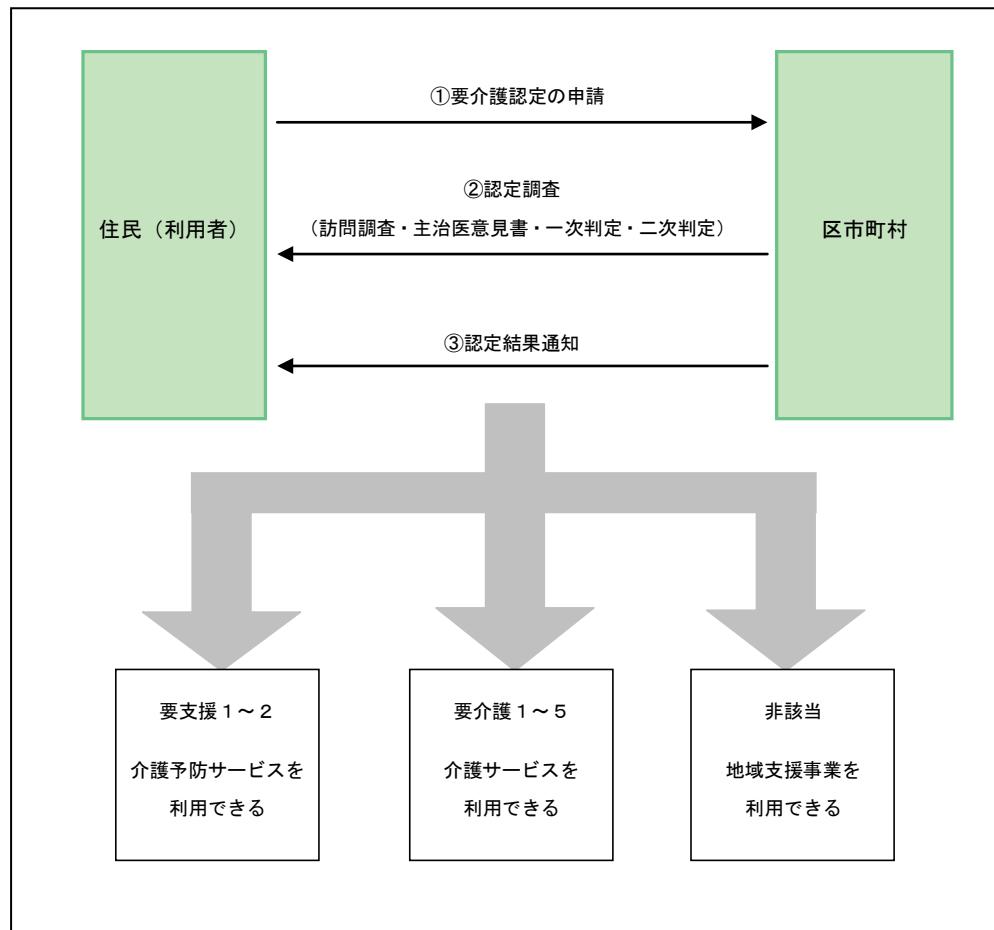
介護サービスや障害福祉サービスを利用する場合には、要介護度や障害程度区分等の認定を受ける必要があり、その手続を担うのは区市町村になります。

また、福祉サービスの利用者やこれから福祉サービスの利用を考えている方が福祉に関する相談をする際も、区市町村が一次的な窓口となることが一般的です。

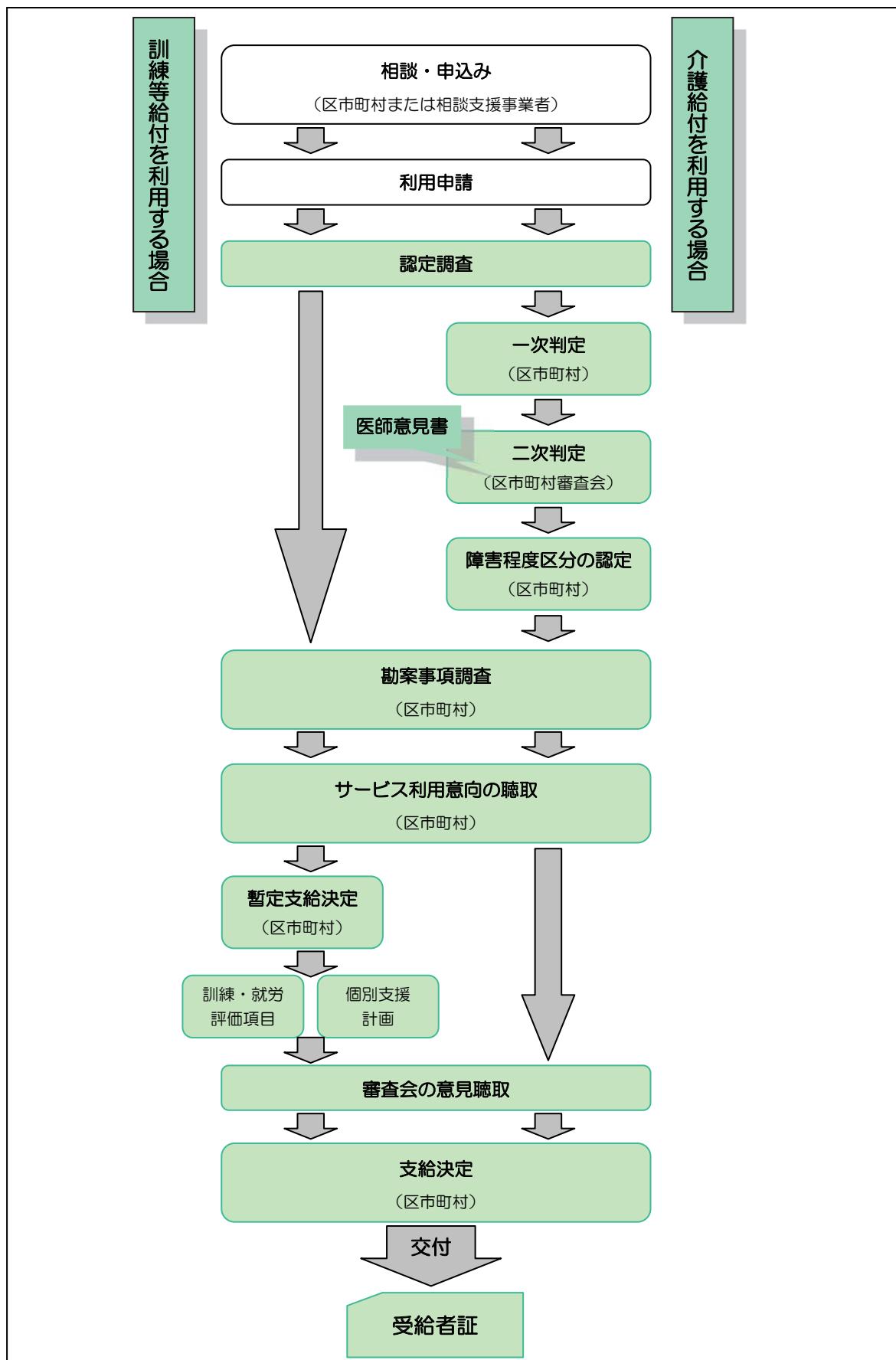
地域住民にとっては、「福祉の窓口は区市町村」という理解が広く浸透しています。したがって、区市町村は、福祉サービスの提供者である社会福祉法人について地域住民に適切な情報を提供する必要があり、その実現のためには日頃から施設・事業所の情報だけでなく社会福祉法人に関する情報を収集し、整理しておく必要があります。

また、これらの情報が、介護サービス、保育サービス、障害福祉サービス等、各事業を所管する部署で共有されることで、全体として、地域住民に対してより良い情報提供をすることにつながります。

＜介護サービス利用までの流れ＞



<障害福祉サービス利用の流れ>



ア 社会福祉法人現況報告書で確認したい事項

社会福祉法人は、社会福祉法第59条第1項に基づき、毎会計年度終了後3か月以内に、事業の概要その他の社会福祉法施行規則第9条に定められている事項について、所轄庁に届け出なければならないと規定されています。

都内に法人の主たる事務所所在地がある社会福祉法人の現況報告書の提出先は、東京都です。

(ア) 現況報告書の記載事項

現況報告書には、社会福祉法人の基礎情報が簡潔に整理されており、また直近の事業年度に関する財務状況も掲載されているため、社会福祉法人の概要を理解するためには非常に有益な情報源になります。現況報告書の主な記載内容は、次のとおりです。

<現況報告書の主な記載内容>

東京都福祉保健局ホームページ「社会福祉法人・施設情報」で公開している内容です。

項目	記載内容
1 法人基礎情報	<ul style="list-style-type: none">・法人の名称、主たる事務所の所在地、電話・FAX・ホームページ、設立認可年月日、設立登記年月日、所轄庁・法人の代表者、役職名・理事・評議員の氏名、役員就任区分、就任年月日
2 事業の概要	<ul style="list-style-type: none">・第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業、公益事業、収益事業の実施状況・(社会福祉事業の)施設又は事業の種類と名称、所在地、定員、施設長(又は管理者)の氏名
3 不動産の所有状況	<ul style="list-style-type: none">・所有する不動産の所在地や面積、用途・借用している不動産の所在地や面積、用途、借用期限

(イ) 現況報告書の様式の例（通知「社会福祉法人の認可について」平成12年12月1日
障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号の別記第1様式第5）

<現況報告書の様式>

(1面) 社会福祉法人現況報告書 (平成 年4月1日現在)

報告者	主たる事務所の所在地							備考		
	名称	(電話)								
	代表者	氏名	就任年月日	年齢	住所	職業				
印										
設立認可年月日				設立登記年月日						
事業	社会福祉事業	種類	所在地		事業開始年月日	定員				
		第1種 ・ 第2種								
	事業の概要		事業開始年月日							
	公益事業									
	収益事業									
その他										
理事・監事・評議員	定数	理事	()	監事	()	評議員	()			
	役職	氏名	現就任年 月日	年 齢	職業	親族等特別 関係人の 有無	役員の資格等 (該当に○)			理事会等 への 出席回数
							知 識 経 験 者	地 域 福 祉 関 係	地 域 代 表	

※ 東京都は現況報告書を電子メールで提出できるようにしているため、実際の書式が上記と異なる場合があります。

(2面)

施設長	施設名	氏名	就任年月日	年齢	法令等に定める資格の有無								
	開催年月日	出席者数	決議事項										
理事会													
評議員会													
不動産の所有状況 平成年3月末現在	所在地		面積	評価額 (千円)	担保提供状況								
	土地	基本財産			提供年月日	借入金(千円)	借入先	償還期限					
	土地	運用財産											
	土地	公益事業財産											
	土地	収益事業財産											
	建物	基本財産											
	建物	運用財産											
	建物	公益事業財産											
	建物	収益事業財産											

※ 東京都は現況報告書を電子メールで提出できるようにしているため、実際の書式が上記と異なる場合があります。

(3面)

		貸借対照表				収支計算書				備考
		借方		貸方		借方		貸方		
決算の状況	本部会計	流動資産 固定資産 計		流動負債 固定負債 引当金 基金 積立金 繰越金 計		事務費支出 元利償還金 繰越金支出 雑支出 固定資産 取得費 積立金繰入 登記繰越金 計		補助金収入 寄附金収入 繰入金収入 雑収入 引当金戻入 設備資金 借入金収入 積立金戻入 計		
	施設会計	流動資産 固定資産 計		流動負債 引当金 運用財産基金 繰越金 計		事務費支出 事業費支出 繰入金支出 引当金繰入 当期繰越金 計		事務費収入 事業費収入 補助金収入 利用者負担金収入 寄附金収入 繰入金収入 雑収入 引当金戻入 計		
公収益事業会計	事業会計	流動資産 固定資産 計		流動負債 引当金 運用財産 基 金 繰越金 計		事務費支出 事業費支出 繰入金支出 引当金繰入 当期繰越金 計		事務費収入 事業費収入 補助金収入 利用者負担金収入 寄附金収入 繰入金収入 雑収入 引当金戻入 計		
	公収益事業会計	流動資産 固定資産 計		流動負債 引当金 事業用財 産基金 繰越金 計		事務費支出 事業費支出 繰入金支出 積立金繰入 当期繰越金 計		事業収入 繰入金収入 雑収入 引当金戻入 積立金戻入 計		

※ 東京都は現況報告書を電子メールで提出できるようにしているため、実際の書式が上記と異なる場合があります。

イ 第三者評価結果から確認したい事項

東京都における福祉サービス第三者評価制度（以下「第三者評価」という。）は、専門的な知識を有する中立的な第三者である評価機関が、事業所・施設のサービスの内容や質、事業者の経営や組織マネジメントの力等を評価し、その結果を公表する仕組みです。

この第三者評価結果からは、組織運営やサービス提供に関する事業者の取組状況や利用者の満足度等を把握することができます（詳細は、43～48ページのとおり）。評価結果は、同種別のサービス提供事業所の平均値と比較することができるので、その事業所の強みや弱みが分かります。また、評価された取組のレベルや内容等が、講評やコメントとして掲載されているので、それらの情報を踏まえて、現在のサービス水準がどのようなものか、将来に向けた改善が期待できる事業所なのかを見極めることが大切です。

特に、社会福祉法人が運営する施設等は、継続的に第三者評価を受審していることが多いため、評価結果を経年比較することにより、サービスの質の向上に向けた事業所の取組が確認できます。中でも、事業評価における「標準項目」は、東京都内の福祉サービス事業者が標準的に実施していることが必要と認められる事項又は実施するための仕組み（取組）があることが必要と認められる事項であることから、標準項目ができていない状態が続いている場合には、組織運営上の構造的な課題を抱えていることも考えられます。

i) 事業所の運営が適切な理念・方針の下に行われているか

組織マネジメント分析では、当該事業所において継続的に良質なサービスを提供できる体制が確保されているかを評価しています。「社会福祉法人が経営する事業所として社会的責任を果たしているか」、「安定的な経営のために中・長期的視点に基づく計画を策定し実行しているか」といった項目は、運営主体である「社会福祉法人」の方針や規程の下に適切な事業所運営が行われているかが反映されると考えられます。事業所運営と法人運営は密接につながっていることから、事業所における組織運営の状況を確認することは重要です。

ii) 利用者に適切なサービスが提供されているか

サービス分析では、利用者に提供されているサービスがどのような状態にあるかを評価しています。法人運営の根幹である福祉サービス事業が適切に提供されているか、また、サービスの質の向上に取り組んでいるかを確認することが、利用者保護の観点からも重要になります。

iii) 事業所の強みや課題はどのようなものか

第三者評価結果では、講評やコメントがとても重要です。特に、全体の評価講評では、評価機関が評価全体を通じて優先順位の高い事項として選定した「特に良いと思われる点」及び「更なる改善が望まれる点」が記載されていることから、事業者が抱える課題等の把握に役立ちます。

ウ 苦情や評判等の情報から確認したい事項

区市町村には、地域住民や福祉サービスの利用者・家族からの苦情や評判等も多く寄せられます。苦情対応等の業務は、法令に処理方法や手続が定められているわけではないため、各区市町村によりその対応方法は様々です。こうした理由もあり、寄せられた情報は、個別のケース対応に用いられることはあっても、法人や事業所の継続的な観察や指導に活用されるケースは少ないようです。

しかし、苦情や評判等は、タイムリーな情報であり、またこれらが表面化する段階においては、同じような事象が数多く発生していることが少なくありません。

更に、複数事業を運営する法人の場合には、区市町村の介護サービス所管部署に寄せられた苦情が、同法人が経営する保育サービスの所管部署における指導に必要となることもあります。

このため、苦情や評判等の情報についても、区市町村で積極的に収集し、関係部署で助言・指導に活用できるように整理し、情報を共有していくことが望まれます。

③ 区市町村立施設の指定管理等（業務委託・民間移譲・公有地活用（公募）等）を行う際に確認したいポイント

区市町村立施設の指定管理等を行う際には、どのような法人を選定するのかがポイントになります。

実際に法人の選定を行うに当たっては、主として「事業主体の適格性」と「事業計画の妥当性」について確認することが必要です。

事業主体の適格性を見る上では、法人の運営実績や経営基盤、現在のサービス提供状況等を審査し、区市町村立施設の運営を委ねるのにふさわしい実績や基盤を有しているかを判断します。また、事業計画の妥当性では、新たな事業を行うに当たって、ヒト・モノ・カネの経営資源を計画的に活用して、適正な事業運営を見込むことができるかを審査します。

ア 事業主体の適格性に関する審査のポイント（例）

項目	審査のポイント
法人の運営実績	<input type="checkbox"/> 運営理念や方針は対象施設に妥当な内容となっているか。 <input type="checkbox"/> 情報開示や第三者評価の受審結果の公表等に積極的に取り組んでいるか。
経営実績・基盤	<input type="checkbox"/> 経営の効率性は保たれているか。 <input type="checkbox"/> 財政基盤は安定しているか。
施設運営実績	<input type="checkbox"/> 対象施設の運営実績があり、運営状況に問題はないか。 <input type="checkbox"/> 利用者支援に関する方針が明確にされ、対象施設にふさわしいものになっているか。 <input type="checkbox"/> 地域住民やボランティアと積極的に交流を図り、地域との連携体制が構築されているか。
その他（指導検査等への対応）	<input type="checkbox"/> 指導検査において指摘事項があった際に、適切な改善が図られているか。 <input type="checkbox"/> 指導監査や第三者評価等で指摘された事項について、問題を防止する体制や仕組みが構築されているか。

イ 事業計画の妥当性に関する審査のポイント（例）

項目	審査のポイント
企画力・創造性	<input type="checkbox"/> 対象施設の運営の在り方を理解し、実現するための具体的な計画を策定しているか。 <input type="checkbox"/> 利用者満足度を高めるための創意工夫を取り入れた計画を策定しているか。
人員計画	<input type="checkbox"/> 職員の採用や配置計画は適正か。また、その実現性は確保される見込みか。 <input type="checkbox"/> 人材育成に対する仕組みが構築されているか。
資金計画	<input type="checkbox"/> 資金調達計画の実現が見込まれるか。 <input type="checkbox"/> 対象施設の利用料単価を正しく理解しているか。 <input type="checkbox"/> 償還計画が健全なものになっているか。
収支計画	<input type="checkbox"/> 収支計画は妥当なものになっているか。 <input type="checkbox"/> 将来にわたって、安定した経営が実現される計画になっているか。
利用者支援計画	<input type="checkbox"/> 利用者サービスに対する考え方が対象施設にふさわしいか。また、サービス向上のための取組が考えられているか。 <input type="checkbox"/> 関係機関との連携体制が構築されているか。 <input type="checkbox"/> 地域住民やボランティアとの交流を積極的に取り入れているか。

④ 既存法人による施設の新設・改修時に確認したいポイント

既存の法人が施設を新設・改修する場合には、介護保険事業計画等、各法に基づき区市町村が策定する計画の方針や内容と合致しているか、設置基準に沿った計画かどうか、事業計画や資金計画に問題はないか等を確認することが必要です。

ア 計画の確認

介護保険事業計画等、各法に基づき区市町村が策定する計画は、地域住民の生活ニーズを明確にして、その生活ニーズを満たすための具体的な方策を整理したものです。そのため、区市町村民の意見聴取やアンケート調査、意見要望書の分析等を行い、生活ニーズを把握した上で、どのような公的サービスが必要となるのか、福祉サービスの量や質をどのように変えていくべきなのか等を計画として策定します。したがって、社会福祉法人が施設の新設・改修を行う際には、これらの計画の方向性と合致するものであることが必要です。

これらの計画は、区市町村により内容に違いがありますが、確認すべきポイントとして次のようなものがあります。

<確認のポイント>

量的整備の必要性について	<input type="checkbox"/> 地域の福祉ニーズに対してサービス供給量に不足が生じているか。 <input type="checkbox"/> 中長期的視点に基づき、新たな施設の必要性があるか。
質的整備の必要性について	<input type="checkbox"/> 当該社会福祉法人が、新たな福祉サービスの担い手としてふさわしいか。 <input type="checkbox"/> 当該社会福祉法人の経営や施設運営は、介護保険事業計画等の方向性と一致しているか。

イ 設置基準の確認

福祉サービスを提供する事業所には、人員配置や施設構造等の基準が設けられており、施設の新設や改修に当たっては、これらの基準を遵守することが必要です。

設置基準を満たすことは事業者に課せられた責務ですが、区市町村においても地域の福祉を守るという視点から積極的に助言・指導を行うことが望されます。

＜設置基準の例：ユニット型特別養護老人ホームの場合＞

項目	基 準
定員	<ul style="list-style-type: none">ユニットの定員は10人以下とすること。 (敷地及び建物の構造上やむを得ない場合は10人を超えるユニットも認められる。)
居室	<ul style="list-style-type: none">定員1名（但し、夫婦利用などサービスの提供上必要と認められる場合は2名も可）当該ユニット内に設置し、共同生活室に近接して一体的に設ける。地下は不可床面積は定員1名の場合10.65m²（2名の場合は21.3m²）を標準とする。寝台（又はこれに変わる設備）、収納、ブザー（又はこれに変わる設備）1箇所以上の出入口を避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に面して設けること。床面積の1/4分の1以上に相当する面積を直接外気に面して解放できるようにすること。
共同生活室	<ul style="list-style-type: none">ユニットの入居者同士が交流し、共同生活を営む場所としてふさわしい形状を有すること。別のユニットの入居者が通過することなく移動できること。また、備品・設備を備えた上で、車いすが支障なく通行できること。ユニット内に設置、地下は不可床面積は2m²×ユニット定員以上を標準とする。必要な設備・備品を備えること。簡易な流し、調理設備を設けることが望ましい。
洗面設備	<ul style="list-style-type: none">居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設ける。介護を必要とする者が使用するのに適したものとする。
便所	<ul style="list-style-type: none">居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設ける。ブザー又はこれに代わる設備を設置すること。介護を必要とする者が使用するのに適したものとする。
浴室	<ul style="list-style-type: none">介護を必要とする者が入浴するのに適したもの。各ユニットに設けることが望ましい。
医務室	<ul style="list-style-type: none">医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
調理室	<ul style="list-style-type: none">火気を用いる部分は不燃材料を用いること。
汚物処理室	<ul style="list-style-type: none">他の設備と区分された一定のスペースが確保されていること。換気及び衛生管理等について十分配慮する。

項目	基 準
廊下幅	<ul style="list-style-type: none"> 内法（手すりを含む。）で片廊下1.8m以上、中廊下2.7m以上とする。また、廊下の一部を少し後退又は拡張させること等により、入居者や職員等がそれ違う際にも支障が生じない場合は、片廊下1.5m以上、中廊下1.8m以上としても差し支えない。
常夜灯	<ul style="list-style-type: none"> 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設置すること。
手すり	<ul style="list-style-type: none"> 廊下及び階段には手すりを設けること。
その他	<p>【ユニット及び浴室を上層階に設ける場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2階以上に設ける場合 1つ以上の傾斜路を設置すること。ただし、エレベーターを設置する場合は傾斜路を設置しなくても良い。 3階以上に設ける場合 原則としては、3階以上の階へは設置できないが、以下の条件を満たしていれば設置可能。 3階以上の各階に通じる特別避難階段を2以上設置している場合 (防災上有効な傾斜路を有する場合、又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び野外に設ける避難階段を有する場合は1以上) 3階以上の階にあるユニット又は浴室、及びこれから地上に通じる廊下や、他の通路の壁、天井の室内に面する部分の仕上げは不燃材料を使用していること。 3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されること。

※ 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日付厚生省令39号）及び「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日付厚生省令46号）<平成22年9月30日最終改正>抜粋

※ 今後の基準の改正に伴い、内容が変更となることがあります。

※ その他児童福祉施設等の設置基準は別途定められています。

ウ 事業計画・資金計画の妥当性の確認

事業計画や資金計画の妥当性を確認することの重要性については、「③区市町村立施設の指定管理等を行う際に確認したいポイント（24～25ページ）」でも触れましたが、既存法人が施設を新設・改修する際にも法人の事業計画や資金計画の妥当性を確認することが求められます。

施設の新設や改修に伴う設備資金は、社会福祉法人にとって大きな負担になることが多いため、その後の経営悪化の原因となることも少なくありません。したがって、資金の調達方法や借入金額、償還計画等について、確実な実行が見込める内容になっているのかを確認することが大切です。

また、そもそも法人の中長期計画において、施設の新設や改修が本当に必要なかどうか、法人の意思や考えを十分に確認する必要があります。

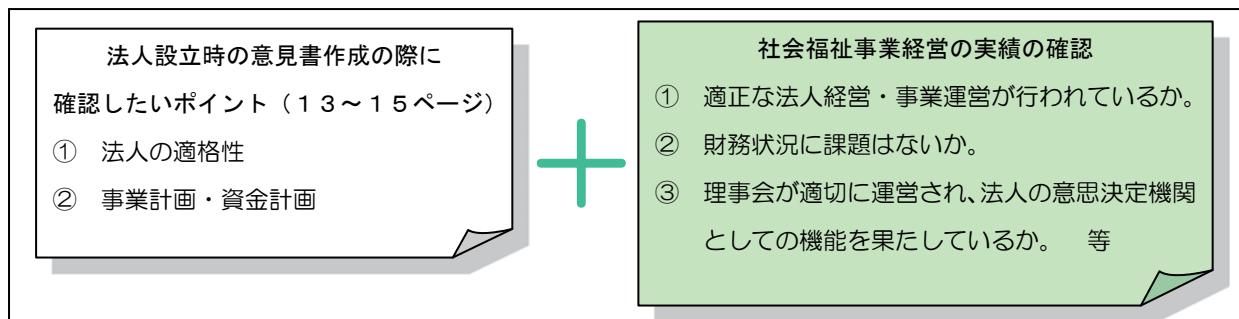
＜事業計画・資金計画の確認のポイント＞

計画策定のプロセスについて	<input type="checkbox"/> 中長期的な視点で法人経営を考え、施設の新設や改修が計画されているか。 <input type="checkbox"/> 事業計画や資金計画は、理事会で十分に審議された上で策定されているか。
策定された計画の内容について	<input type="checkbox"/> 資金の調達方法や償還計画等が、適切に計画されているか。 <input type="checkbox"/> 施設の新設に当たっては、職員の採用や確保が見込まれるか。 等
計画の実行性について	<input type="checkbox"/> 事業計画や資金計画は、確実に実行されることが見込まれるか。 <input type="checkbox"/> 既存事業において、適切な経営や運営が行われているか。 <input type="checkbox"/> 行政の指導や検査で指摘された事項の改善に取り組んでいるか。 等

エ 区市町村の意見書の位置付けと記載のポイント

区市町村が作成する意見書については、「①法人設立時の意見書作成の際に確認したいポイント」で触れましたが、施設の新設や改修時においても国及び都の補助金を伴う場合には区市町村が意見書を作成します。社会福祉法人設立時と施設の新設・改修時の意見書の大きな違いは、社会福祉事業経営の実績の有無になります。実績については、都やその法人が事業を既に実施している他の区市町村に問い合わせることも有効です。

＜区市町村の意見書作成のポイント＞



⑤ 区市町村が行う補助金・助成金・貸付金の相談時に確認したいポイント

社会福祉法人から補助金・助成金・貸付金（以下「補助金等」という。）に関する相談があった場合には、当該社会福祉法人に公的資金を活用することの妥当性を判断することがポイントになります。

そのためには、「これまでの法人経営や施設運営の実績」と「将来にわたって地域福祉を担うことのできる法人かどうか」等を審査することが必要です。

また、区市町村が行う補助金等については、申請時だけでなく交付後においても適切な執行がなされているか、補助金等の交付先法人が適正な事業運営を継続しているか等を区市町村が日常的に確認することが求められます。

ア 補助金等の申込時に確認したいポイント

（ア）法人の適格性（実績の評価）

項目	審査のポイント
財務状況	<input type="checkbox"/> 施設整備資金のほか事業開始当初の事業運営資金が確実に確保されているか。 <input type="checkbox"/> 法人の財務状況に問題はないか。貸付金の返済が見込めるか。 <input type="checkbox"/> 補助金や助成金、貸付金の必要性があるか。 <input type="checkbox"/> 法人の資金管理は適正に行われ、不正な資金使途は見られないか。
組織運営	<input type="checkbox"/> 役員構成は適正であるか。 <input type="checkbox"/> 役員として適格性を欠く者はいないか。 <input type="checkbox"/> 社会福祉事業経営者としての職責を自覚しているか。 <input type="checkbox"/> 法人経営参加の動機は純粋であるか。 <input type="checkbox"/> 施設長は資格を有する者であるか。 <input type="checkbox"/> 経営方針は確立されているか。 <input type="checkbox"/> 理事会や評議員会は適正に運営されているか。 <input type="checkbox"/> 補助金・助成金・貸付金の活用について、理事会で審議されているか。 <input type="checkbox"/> 財務担当者と財務責任者が選任され、不正が発生しない仕組みが構築されているか。
利用者サービス	<input type="checkbox"/> 利用者サービスに問題がなく、サービス向上の仕組みが構築されているか。 <input type="checkbox"/> 利用者の意向を踏まえた改善活動が見られるか。

(イ) 事業計画の妥当性（将来への評価）

項目	審査のポイント
事業計画	<input type="checkbox"/> 利用者満足度を高めるための創意工夫を取り入れた計画を策定しているか。 <input type="checkbox"/> 事業計画の実現性はあるか。 <input type="checkbox"/> 補助金等の使途が、区市町村や地域住民にとって有益なものになっているか。
人員計画	<input type="checkbox"/> 人員配置計画に妥当性があるか。 <input type="checkbox"/> 人材育成の仕組みが構築されているか。
資金計画	<input type="checkbox"/> 介護保険事業計画等を理解した需要を見込んでいるか。また、対象施設の利用料単価を正しく理解しているか。 <input type="checkbox"/> 償還計画が健全なものになっているか。

イ 外部専門家の活用について

法人の適格性や事業計画の妥当性を判断するに当たり、その重要性は理解できるものの、区市町村の担当職員のみで審査や判断を行うのは難しいケースも多いようです。

このため、必要に応じて、公認会計士や福祉専門の経営コンサルタント等の外部専門家の分析や意見を活用することも有用です。

(2) 社会福祉法人の経営・実態を把握するために

社会福祉法人の経営や実態を正しく認識し、法人の有する課題やリスク等を早期に発見するためには、まず社会福祉法人の経営状況を把握する必要があります。

① 計算書類から把握することができるここと

ア 社会福祉法人の計算書類

社会福祉法人は、社会福祉法第44条及び各法人の定款により、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の計算書類の作成が義務付けられています。これらの書類から、社会福祉法人の経営や財務に関する様々な情報を得ることができます。このため、東京都や区市町村においては、日頃から地域の社会福祉法人の財務状況を適切に把握しておくことが大切です。社会福祉法人の計算書類には、次の3表があります。

貸借対照表	<ul style="list-style-type: none">ある時点における財務状態を明らかにするもの「資産」「負債」「純資産」の状態を明らかにするもの
事業活動収支計算書	<ul style="list-style-type: none">「事業活動」の成果を明らかにするもの貸借対照表の「純資産」の増減の内容を示すもの企業会計の損益計算書に当たるもの
資金収支計算書	<ul style="list-style-type: none">「支払資金」の収入及び支出の内容を明らかにするもの支払資金=流動資産一流動負債（引当金を除く。）企業会計のキャッシュ・フロー計算書に近いもの（※）（※）対象とする資金の範囲が、現預金のみではなく短期間に内に回収され得る現預金になる未収金や前払金等が含まれる。また、短期間に内に支払われる未払金や預り金、短期運営資金借入金等も含まれる。（※）就労支援事業会計処理基準や授産施設会計基準では、たな卸資産を支払資金に含めないため、支払資金の範囲が、社会福祉法人会計基準と異なる。

イ 社会福祉法人の会計基準等の適用

社会福祉法人の会計処理については、原則として、社会福祉法人会計基準が適用されますが、実施する事業により、異なる会計基準で運用されています。また、今後予定されている新たな社会福祉法人会計基準の制定時には、新たな会計基準に基づき会計処理が行われることとなります。

本ガイドブックでは、都内の社会福祉法人に最も多く適用される社会福祉法人会計基準に基づき整理しています。

ウ 計算書類の見方

それぞれの計算書類の見方を簡単に整理すると、次のようにになります。

＜貸借対照表＞

借方	貸方
①流動資産 ※現金預金、未収金等	③流動負債 ※未払金、預り金等
②固定資産 ※土地、建物、器具及び備品、積立預金等	④固定負債 ※設備資金借入金、退職給与引当金等
	⑤純資産
	基本金（寄附金） 国庫補助金等特別積立金 その他の積立金 繰越活動収支差額

- ＜流動資産＞1年以内に現金化ができる資産。又は1年以内に費用として処理される資産
- ＜固定資産＞継続的に事業に供することを目的とする資産、又は1年を超えて長期的に保有する資産等（積立預金等の長期性預金も含む。）
- ＜流動負債＞1年以内に支出されると想定される負債又は1年以内に収益として処理される負債
- ＜固定負債＞1年を超える長期にわたって返済や支払いが必要な負債
- ＜純資産＞事業開始時の寄附金・補助金の他、事業活動で得た利益等

＜事業活動収支計算書＞

借方	貸方
①事業活動支出 ※人件費、事務費、事業費、減価償却費、徴収不能額等	④事業活動収入 ※事業収入、利用料収入、措置費、運営費収入、経常経費補助金収入、寄附金収入、雑収入等
事業活動収支差額	
②事業活動外支出 ※借入金利息支出等	⑤事業活動外収入 ※借入金利息補助金収入、受取利息配当金収入、繰入金収入等
事業活動外収支差額	
③特別支出 ※固定資産除却損等	⑥特別収入 ※施設整備等補助金収入、施設整備等寄附金収入、基本金組入額、国庫補助金等特別積立額等
特別収支差額	

- ＜事業活動収入＞事業活動から生じる収益
- ＜事業活動外収入＞事業活動以外の収入で経常的に発生する収益
- ＜特別収入＞経常的には発生しない特別な利益や収益
- ＜事業活動支出＞事業活動を行っていく上で必要な費用
- ＜事業活動外支出＞事業活動に直接必要な費用ではないが、経常的に発生する費用
- ＜特別支出＞特別な費用や損失

＜資金収支計算書＞

借方	貸方
①経常支出	④経常収入
経常活動資金収支差額	
②施設整備等支出	⑤施設整備等収入
施設整備等資金収支差額	
③財務支出	⑥財務収入
財務活動資金収支差額	

- ＜経常収入＞事業活動を営む上の経常的な収入
- ＜施設整備等収入＞固定資産を取得するための補助金収入や固定資産を売却して得た収入等
- ＜財務収入＞長期の借入金や積立預金の取崩収入等
- ＜経常支出＞事業活動を営む上の経常的な支出
- ＜施設整備等支出＞建物や器具備品等の固定資産を取得・購入した支出等
- ＜財務支出＞借入金の元金返済のための支出や積立預金の積立額等

【貸借対照表（B/S）】

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産 ①	1,542	1,249	293	流動負債 ③	156	199	△43
現金預金	725	526	199	短期運営資金借入金	0	0	0
未収金	805	709	96	未払金	145	189	△44
貯蔵品	0	0	0	預り金	11	10	1
立替金	2	2	0	〇〇引当金	0	0	0
前払金	10	12	△2	その他の流動負債	0	0	0
その他の流動資産	0	0	0	固定負債 ④	9,169	7,451	1,718
固定資産 ②	14,891	12,325	2,566	設備資金借入金	8,844	7,176	1,668
基本財産	13,868	10,173	3,695	長期運営資金借入金	0	0	0
建物	12,367	8,672	3,695	退職給与引当金	325	275	50
土地	1,500	1,500	0				
基本財産特定預金	1	1	0	負債の部合計	9,325	7,650	1,675
その他の固定資産	1,023	2,152	△1,129	⑤ 純資産の部			
建物	51	54	△3	基本金	901	901	0
構築物	31	43	△12	国庫補助金等特別積立金	2,628	1,905	723
車輌運搬具	135	190	△55	その他の積立金	524	907	△383
器具及び備品	272	948	△676	次期繰越活動収支差額	3,055	2,211	844
権利	10	10	0	(うち当期活動収支差額)	(461)	(110)	(351)
〇〇積立預金	524	907	△383				
その他の固定資産	0	0	0	純資産の部合計	7,108	5,924	1,184
資産の部合計	16,433	13,574	2,859	負債及び純資産の部合計	16,433	13,574	2,859

※ 表中の丸数字は、33ページの貸借対照表の丸数字に該当します。

【事業活動収支計算書（P/L）】

勘定科目		本年度 決算	前年度 決算	増減
事業活動収支の部	④ 収入	介護保険収入	3,748	3,611 137
		自立支援費等収入	951	659 292
		措置費収入	201	225 △24
		運営費収入	380	388 △8
		経常経費補助金収入	112	101 11
		寄付金収入	65	115 △50
		雑収入	18	20 △2
		借入金元金償還補助金収入	78	78 0
		引当金戻入	0	0 0
		国庫補助金等特別積立金取崩額	196	198 △2
事業活動収入計(1)		5,749	5,395	354
事業活動支出の部	① 支出	人件費支出	3,193	3,134 59
		事務費支出	360	378 △18
		事業費支出	668	701 △33
		減価償却費	997	998 △1
		微収不能額	0	0 0
		引当金繰入	50	49 1
		事業活動支出計(2)	5,268	5,260 8
事業活動収支差額(3)=(1)-(2)		481	135	346
事業活動外収支の部	⑤ 収入	借入金利息補助金収入	24	25 △1
		受取利息配当金収入	5	10 △5
		会計単位間繰入金収入	0	0 0
		経理区分間繰入金収入	204	0 204
		事業活動外収入計(4)	233	35 198
	② 支出	借入金利息支出	59	60 △1
		経理区分間繰入金支出	204	0 204
事業活動外支出計(5)		263	60 203	
事業活動外収支差額(6)=(4)-(5)		△30	△25 △5	
経常収支差額(7)=(3)+(6)		451	110	341

勘定科目		本年度 決算	前年度 決算	増減
特別収支の部	⑥ 収入	施設整備等補助金収入	919	0 919
		固定資産売却益	10	0 10
		国庫補助金等特別積立金取崩額	0	0 0
		特別収入計(8)	929	0 929
	③ 支出	基本金組入額	0	0 0
		固定資産売却損・処分損	0	0 0
		国庫補助金等特別積立金積立額	919	0 919
		特別支出計(9)	919	0 919
		特別収支差額(10)=(8)-(9)	10	0 10
		当期活動収支差額(11)=(7)+(10)	461	110 351
繰越活動収支差額の部		前期繰越活動収支差額(12)	2,211	2,201 10
		当期末繰越活動収支差額(13)=(11)+(12)	2,672	2,311 361
		基本金取崩額(14)	0	0 0
		基本金繰入額(15)	0	0 0
		その他の積立金取崩額(16)	507	0 507
		その他の積立金積立額(17)	124	100 24
		次期繰越活動収支差額(18)=(13)+(14)-(15)+(16)-(17)	3,055	2,211 844

※ 表中の丸数字は、33ページの事業活動収支計算書の丸数字に該当します。

【資金収支計算書（C/F）】

勘定科目		予算	決算	差異
④ 経常活動による収支	介護保険収入	3,700	3,748	△48
	自立支援費等収入	900	951	△51
	措置費収入	200	201	△1
	運営費収入	370	380	△10
	経常経費補助金収入	110	112	△2
	寄付金収入	50	65	△15
	雑収入	10	18	△8
	借入金利息補助金収入	24	24	0
	受取利息配当金収入	5	5	0
	会計単位間繰入金収入	0	0	0
	経理区分繰入金収入	204	204	0
	経常収入計①	5,573	5,708	△135
① 支出	人件費支出	3,300	3,193	107
	事務費支出	400	360	40
	事業費支出	700	668	32
	借入金利息支出	59	59	0
	経理区分間繰入金支出	204	204	0
	経常支出計②	4,663	4,484	179
経常活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)		910	1,224	△314

勘定科目		予算	決算	差異
⑤ 施設整備等による収支	施設整備等補助金収入	919	919	0
	固定資産売却収入	0	12	△12
	施設整備等収入計④	919	931	△12
	固定資産取得支出	3,950	3,948	2
	施設整備等支出計⑤	3,950	3,948	2
	施設整備等資金収支差額⑥=(4)-(5)	△3,031	△3,017	△14
	⑥ 財務活動による収支			
	借入金収入	1,884	1,884	0
	借入金元金償還補助金収入	78	78	0
	積立預金取崩収入	507	507	0
	財務収入計⑦	2,469	2,469	0
	③ 支			
	借入金元金償還金支出	216	216	0
	積立預金積立支出	100	124	24
	財務支出計⑧	316	340	24
	財務活動資金収支差額⑨=(7)-(8)	2,153	2,129	24
当期資金収支差額⑩=(3)+(6)+(9)		32	336	△250
前期末支払資金残高⑪		1,050	1,050	
当期末支払資金残高⑩+(11)		1,082	1,386	

※ 表中の丸数字は、33ページの資金収支計算書の丸数字に該当します。

工 社会福祉法人経営分析のための指標

東京都は、平成21年度及び22年度に実施した社会福祉法人経営適正化事業において、社会福祉法人経営適正化検討会の報告を受け、次のような財務指標を作成しました。

＜社会福祉法人経営分析のための財務指標＞

財務指標	分析の視点（算出根拠となる計算書類）
流動比率	支払能力を見極めるための法人の短期安全性の指標（B/S）
純資産比率	資産総額に占める純資産の割合を測る指標（B/S）
(人件費 + 委託費) 比率	人件費にかけるコストを把握するための指標（P/L）
労働分配率	
固定長期適合率	長期安全性を測るための指標（B/S）
経常活動収支差額率	経常活動収入に対する経常収支差額の占める割合（P/L）
事業活動収入対借入金比率	事業活動収入に対して、運転資金借入金の比率を測る指標（P/L）
当期活動収支差額	事業活動収支差額、事業外活動収支差額、特別収支差額の合計（P/L）
次期繰越活動収支差額	法人設立から現在の会計年度までの剰余金処分後の純資産の増減額を示す指標（B/S）（P/L）
経常活動資金収支差額	法人の経常活動の資金収支の差額を示す指標（法人の当期の資金収支差額のうち施設整備等資金収支差額と財務活動資金収支差額を除くもの）（C/F）
当期末支払資金残高	法人設立から現在の会計年度までの資金収支の増減額を示す指標（C/F）

才 事業区分別の財務指標

平成 20 年度決算を基に、都内の社会福祉法人について事業区分別の財務指標の平均値を算出すると、次のようになります。事業区分により数値に差があることが分かります。したがって、社会福祉法人経営の実態を適切に把握するためには、法人が経営している事業に応じて事業区分別の平均値と比較することが有用です。

＜都内社会福祉法人の事業区分別の財務指標の平均値＞

項目 法人数	保育所事業のみ 経営 271 法人	障害者事業のみ 経営 123 法人	介護保険事業のみ 経営 136 法人	その他事業（措置等）のみ 経営 25 法人	複数事業 経営 154 法人	社会福祉事業団 13 法人	施設を経営しない 法人 ※ 23 法人
流動比率	1150.8%	1311.1%	1115.2%	1227.3%	783.3%	355.4%	1282.0%
純資産比率	88.8%	85.2%	84.4%	88.9%	82.8%	60.4%	84.2%
(人件費+委託費) 比率	78.0%	68.3 %	71.5%	70.4%	71.2%	73.4%	100.6%
労働分配率	87.5%	77.3%	87.0%	96.5%	84.8%	80.3%	882.9%
固定長期適合率	86.3%	70.7%	83.8%	79.6%	83.8%	48.5%	74.8%
経常活動収支差額率	5.6%	7.3%	3.2%	2.1%	3.5%	0.7%	▲3.2%
事業活動収入対借入金比率	0.4%	2.9%	3.2%	0.2%	5.1%	2.3%	1.8%

※ 「事業活動収入対借入金比率」における借入金は、運転資金の借入金のみを対象。施設整備のための借入金は含まれていない。

(参考) 平成 20 年度の決算数値を基にした財務指標、都内平均値の算出においては、障害者施設の一部が採用する就労支援事業会計処理基準（授産施設会計基準）における就労支援事業活動の収支差額（授産事業の部）を含めていない。

◆◆知っ得！ 豆知識◆◆ ~財務分析の視点~

財務分析を行う際に用いられる視点には、次のようなものがあります。

- 収益性分析 ・・・ 法人（事業所）の収益の水準を分析するもの
- 安全性分析 ・・・ 法人（事業所）の資産（資本）の調達構造を分析するもの
- 効率性分析 ・・・ 法人（事業所）が資産（資本）を売上高や利益を生みだすためにどれだけ効率的に活用できているのか分析するもの
- 成長性分析 ・・・ 法人（事業所）の売上高や利益の水準の推移を分析するもの

力 財務指標の算出式と見方

社会福祉法人適正化事業では、都内924の社会福祉法人の平成20年度決算書（決算データ不備等の決算書を除くと745法人）の分析結果から統計的に得られた数値をもとにし、企業会計における一般的な考え方や社会福祉法人に対する指導状況を総合的に判断し、各財務指標の見方を整理しました。

ただし、この内容については、今後数年間にわたって決算分析を実施し、過去の数値と比較するなどして、精度を高めていく必要があります。また、今後予定されている社会福祉法人会計基準の変更時には、財務指標の計算式を含めて見直す必要があります。

<財務指標の算出式等>

○ 事業活動収支計算書（P/L）から

項目	算出式等
当期活動収支差額	事業活動収支差額+事業活動外収支差額+特別収支差額
次期繰越活動収支差額	当期末繰越活動収支差額+（基本金取崩額-基本金繰入額）+（その他の積立金取崩額-その他の積立金積立額）
事業活動収入対借入金比率（%）	正味の事業活動収入に対する運転資金借入金の占める割合 【短期運転資金借入金+長期運転資金借入金】 ÷ 【事業活動収入-寄附金-雑収入-借入元金償還補助金収入】 ×100（%） ※ 短期・長期運転資金借入金は、貸借対照表から算出
労働分配率（%）	コスト合理性を見る。収入から事務費の委託費、事業費等を引いた残額に占める人件費の割合で、法人の限界利益に対する人件費の占める割合 【人件費支出+福利厚生費+退職給与引当金繰入-退職給与引当金戻入+賞与引当金繰入-賞与引当金戻入】 ÷ 【（事業活動収入-寄附金-雑収入-借入元金償還補助金収入-国庫補助金等特別積立金取崩額）-（事業費支出+委託費＜事務費＞+減価償却費-国庫補助金等特別積立金取崩額）】 ×100（%）
（人件費+委託費）比率（%）	コスト合理性を見る。正味の事業活動収入に対する人件費（人件費を代替する委託料を含む。）支出総額の占める割合 【（人件費支出+福利厚生費+退職給与引当金繰入-退職給与引当金戻入+賞与引当金繰入-賞与引当金戻入）+委託費支出＜派遣職員委託費、給食調理委託費等＞】 ÷ 【事業活動収入-寄附金-雑収入-借入元金償還補助金収入-国庫補助金等特別積立金取崩額】 ×100（%）

経常活動収支差額率 (%)	収益性を見る。経常活動収入に対する経常収支差額の占める割合
	【経常活動収支差額】 ÷ 【事業活動収入十事業活動外収入一借入元金償還補助金収入】 ×100 (%)

○ 資金収支計算書（C/F）から

項 目	算 出 式 等
経常活動資金収支差額	経常収入一経常支出
当期末支払資金残高	当期資金収支差額十前期末支払資金残高 ※ 貸借対照表の（流動資産一流動負債(引当金を除く。)）と一致

○ 貸借対照表（B/S）から

項 目	算 出 式 等
流動比率 (%)	短期安定性を見る。短期返済が必要な流動負債返済能力。 【流動資産÷流動負債】 × 100 (%)
純資産比率 (%)	長期安定性を見る。総資産に占める純資産（自己資本）の割合。 【純資産÷資産総額】 × 100 (%)
固定長期適合率 (%)	長期安定性を見る。固定資産が長期資本（純資産+固定負債）によってどれだけ賄われているかを表す。 固定資産÷【純資産+固定負債】 × 100 (%)

<財務指標の見方>

指標	見方
当期活動収支差額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業活動収支差額、事業活動外収支差額及び特別収支差額の合計です。 ○ 事業を開始又は拡大した年度においては、利用者が直ちに定員まで達しない等の理由により、マイナスになることがあります。
次期繰越活動 収支差額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人設立から現在の会計年度までの剰余金処分後の純資産のうち、繰越金残高を示す指標です。 ○ 前期繰越活動収支差額がマイナスであり、当期活動収支差額がマイナスになることにより、次期繰越活動収支差額のマイナスが拡大していく状況である場合、決算書の早急な精査が必要と考えられます。
事業活動収入対 借入金比率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資金繰りの健全性を見る指標で、事業活動収入に対する短期・長期運転資金借入金の占める割合を表します。 ○ この指標は大きいほど、事業活動収入に対する返済割合が増大し、それに伴い資金繰りが悪化する恐れがあります。 ○ 都内社会福祉法人においては、平均 2%程度となっています。
労働分配率	<ul style="list-style-type: none"> ○ コストの合理性を見る指標で、法人の限界利益（※）に対する人件費の占める割合を表します。 ○ 労働分配率が 100%以上になると限界利益を以上の人事費が支出されていることになり、固定費による恒常的な赤字が生じる可能性があります。 ○ 都内社会福祉法人においては、平均 85%程度となっています。 （※）限界利益とは、収入から変動費を除いたものをいいます。事業を行うことで生み出す付加価値ともいわれます。
（人件費+委託費） 比率	<ul style="list-style-type: none"> ○ コストの合理性を見る指標で、一事業年度の事業活動収入に占める人件費と委託費（除保守管理委託料等）の割合を表します。 ○ この指標が 85%を上回ると、当期活動収支差額がマイナスになる傾向があります。 ○ 都内の社会福祉法人においては平均 75%程度となっています。
経常活動収支差額率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利益性を見る指標で、経常活動収入に対する経常収支差額の占める割合を表します。 ○ この指標がマイナスになると、赤字が生じている状態であり、この状態が続く場合は事業の継続性が危ぶまれる可能性があります。 ○ 都内社会福祉法人においては、平均 5%程度となっています。
経常活動資金 収支差額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人の経常活動の資金収支の差額を示す指標（法人の当期資金収支差額のうち施設整備等資金収支差額と財務活動資金収支差額を除くもの）です。 ○ 通常はマイナスになることはほとんどありませんが、事業の開始時など、定員に対する利用率が低い場合等は、マイナスになることがあります。

指標	見方
当期末支払資金残高	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人設立から現在の会計年度までの資金収支の増減額を示す指標です。 ○ 貸借対照表における「流動資産 ー 流動負債（引当金を除く。）」と一致します。 ○ 保育所及び措置費支弁対象施設においては、当期支払資金残高は、運営費・措置費の適正な執行により、適正な施設運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費収入の30%以下の保有とされています。
流動比率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短期安全性を見る指標で、短期返済が必要な流動負債に対し、支払財源である流動資産がどの程度あるかを表します。 ○ 一般的には150%以上であれば優良と言われますが、都内の社会福祉法人においては平均1,100%程度となっています。 平均値が大きくなる原因としては、企業会計と社会福祉法人会計制度の違いや主な収入である介護報酬等が2か月程度後に収入されるため、未収金が多いこと等が考えられます。
純資産比率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期安定性を見る指標で、資産総額に占める「純資産（自己資本）」の割合を表します。 ○ この指標が50%を下回ると、自己資本よりも負債（他人資本）が上回っている状態となります。 ○ この指標は高いほど法人経営が安定する傾向が見られ、都内の社会福祉法人においては平均85%程度となっています。
固定長期適合率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期安定性を見る指標で、固定資産が長期資本によってどれだけカバーされているかを表します。 ○ この指標が、100%以上になると固定資産への過大な投資の可能性があります。 ○ 都内の社会福祉法人においては、平均80%程度となっています。

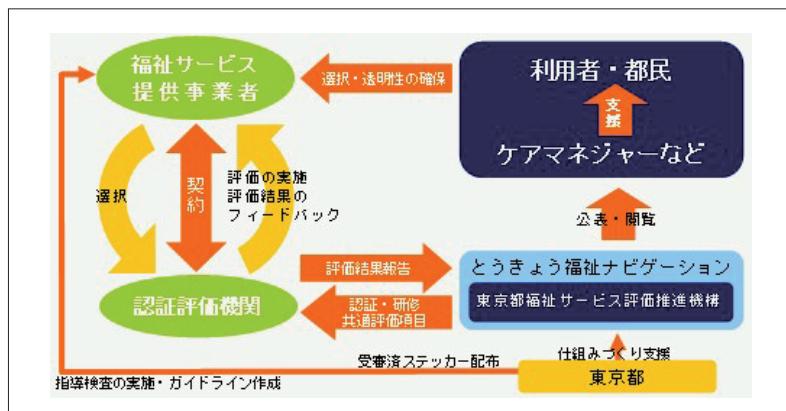
② 第三者評価結果から把握する情報

ア 第三者評価制度の仕組み

22ページでも述べましたが、第三者評価は、専門的な知識を有する中立的な第三者である評価機関が、事業所・施設のサービスの内容や質、事業者の経営や組織マネジメントの力等を評価し、その結果を公表する仕組みです（下図のとおり）。

第三者評価とは、「福祉サービスを提供する事業所の特徴はどのようなことか」、「サービスの質はどのような状態にあるのか」など、利用者が福祉サービスを選択する際の目安としたり、福祉サービスを提供する事業者が自らのサービスや事業経営の課題等を把握することにより、改善への取組を促すことを目的としています。

＜第三者評価制度の仕組み＞

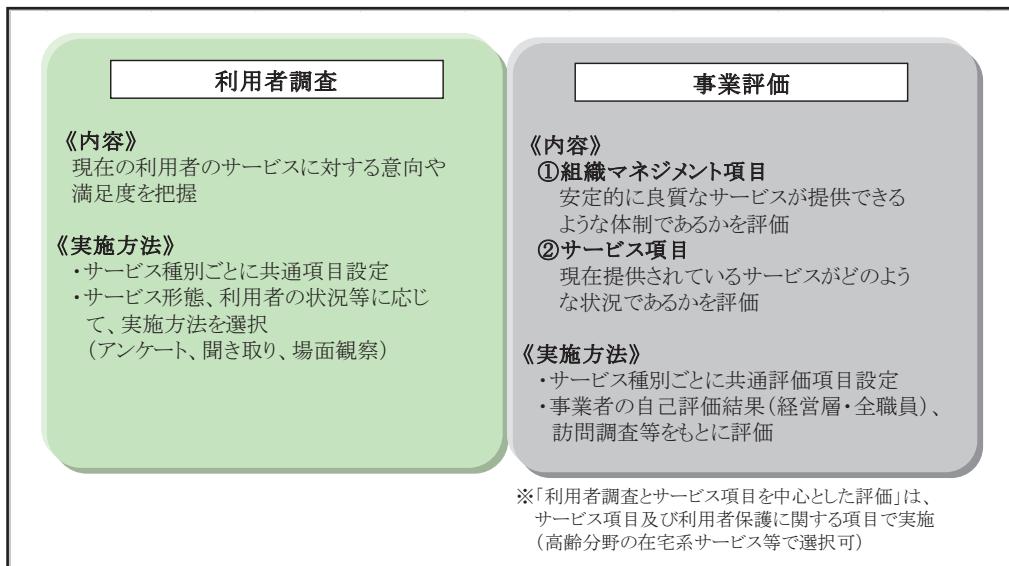


イ 第三者評価の構成と見方

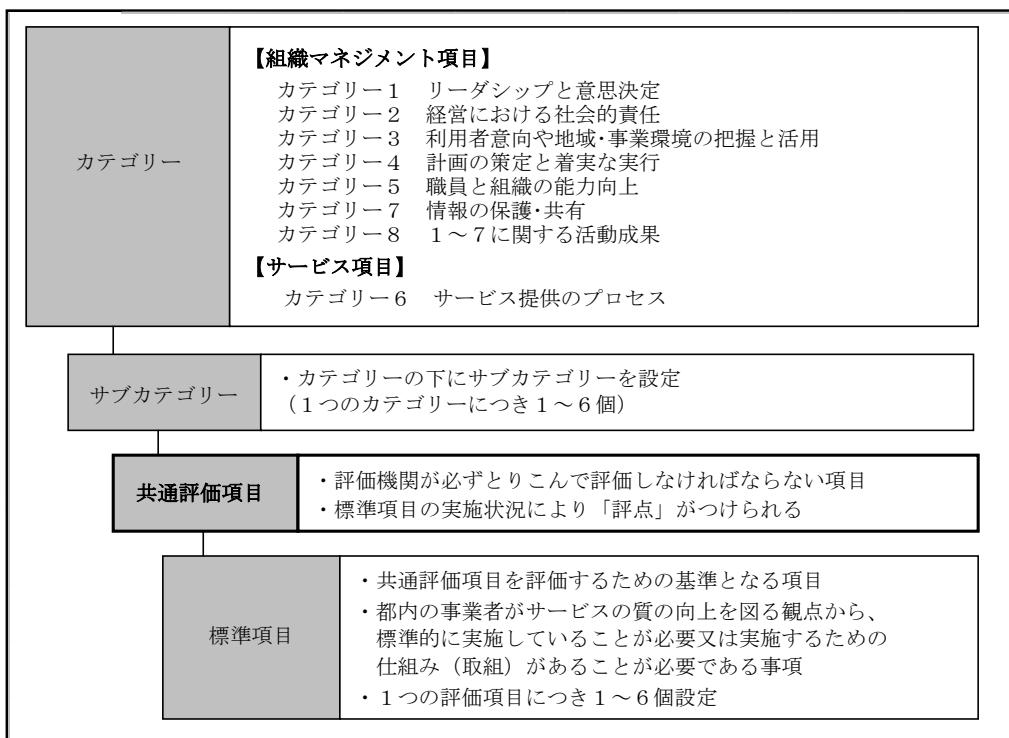
第三者評価では、共通の評価項目に基づいて、「事業評価」と「利用者調査」が実施され、評価終了後、その評価結果が「とうきょう福祉ナビゲーション」(<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>)において公表されます。

第三者評価は、個別の事業所・施設におけるサービスの実施状況等を評価する制度であるため、評価結果により必ずしも法人全体の経営状況等を把握できるわけではありません。しかし、経営層の組織運営への取組状況など、運営主体である法人の方針や規程が反映される項目があること、講評等に「良いと思われる点」や「改善が必要と思われる点」が記載されていることなどから、社会福祉法人の課題や問題点を把握するための材料の一つとなります。

＜第三者評価の構成＞



＜事業評価の構成＞



＜事業評価における各カテゴリーのねらい＞

区分	カテゴリー	評価のねらい
組織マネジメント項目	1 リーダシップと意思決定	事業所が目指していること(理念・ビジョン)の明確化、その実現に向けて職員全員の意識・行動を促す取り組みや意思決定の方法について評価
	2 経営における社会的責任	事業所が福祉サービスを提供するものとして果たすべき倫理的行動や法の遵守、透明性の確保、人材育成の役割等について評価
	3 利用者意向や地域・事業環境の把握と活用	利用者の意向・満足状況や地域・事業環境など、事業所を取り巻く環境に関する情報収集とそれらに基づく状況の把握・活用について評価
	4 計画の策定と着実な実行	事業所が目指していることを実現するための向上課題の設定、課題に対する計画的な取り組み(利用者の安全の確保に関する取り組みを含む)について評価
	5 職員と組織の能力向上	事業所が目指していることを実現するために必要な人材の確保・育成、職員一人ひとりのやる気や主体的な行動、協働による組織力の発揮を促進するための取り組みについて評価
	7 情報の保護・共有	事業所をよりよくマネジメントするために、蓄積された情報の保護・共有及び個人情報保護の取り組みについて評価
	8 1～7に関する活動成果	カテゴリー1～7について、直近1年間(比較可能な期間で)等で得られた定量的あるいは定性的な向上・改善状況について評価
サービス項目	6 サービス提供のプロセス	事業所が提供しているサービスの内容を具体的に評価

ウ 評価結果の内容と評点

東京都の第三者評価結果は、「とうきょう福祉ナビゲーション」で公表されており、各事業所の評価結果をだれでも見ることができます。評価結果の内容は、次のとおりです。

＜評価結果の内容＞

項目	記載内容
全体の評価講評	事業評価及び利用者調査の結果を総合的に評価し、「特に良いと思う点」並びに「更なる改善が望まれる点」を各3点ずつ掲載しています。
事業者が特に力を入れている取組	事業者が力を入れている取組のうち、利用者のサービス選択に資する情報や他の事業者のサービスの質の向上のモデルとして評価できる取組を、3つ以内で掲載しています。
事業	組織マネジメント分析結果

評価結果	サービス分析結果	サービスの提供に関する事項を評価し、その評点（※）やコメントを掲載しています。
	利用者調査の結果	利用者又はその家族を対象として、あらかじめ定められた項目に基づき、アンケート方式等で利用者の意向や満足度を調査した結果を集計したものです。 コメント欄に自由意見の内容等を掲載しています。
	事業者のコメント	各事業者が自由に掲載できる欄で、評価結果に対する今後の取組などを掲載しています。事業者によっては、掲載していない場合もあります。

※ 事業評価における評点

		平成 21 年度までの評点	平成 22 年度以降の評点
カテゴリ 1 ～ 7	A+	標準項目をすべて満たしており、独自性又は現状改善のプロセスが認められる「A+の取組」がある場合	評点としての A+は廃止
	A	標準項目をすべて満たしている場合	標準項目の実施状況を○●の配列で表す。 ○標準項目を満たしている。 ●標準項目を満たしていない。 【例】評価項目に属する標準項目が 4 つで、うち 2 つを満たしていない場合 ○○●●
	B	標準項目を一つでも満たしていない場合	
	C	標準項目を一つも満たしていない場合	
カテゴリ 8	A+	計画的な取組による改善傾向が確認できる。	取組状況及び活動成果に応じた標語 ・改善に向けた計画的な取組が行われており、成果として現れている。 ・改善に向けた計画的な取組が行われているが、成果としては現れていない。 ・改善に向けた計画的な取組が行われていない。
	A	改善傾向が確認できる。	
	B	取り組んでいるが改善傾向が確認できない。	
	C	取り組んでいない。	

<評価結果の例・全体の評価講評>

全体の評価講評

<特に良いと思う点>

- **充実した人材育成の取組を実施しています**

人材育成に関しては、人材育成計画において中長期の方針が定められ、研修に関するマニュアルにおいて各職層の到達目標等が示されています。このような計画等を基に人事制度が実施され、職員は4月に担当職務に関する目標、自己啓発に関する目標などを自己申告書に記載します。12月に上司と中間ヒアリングを実施し、進捗状況を確認し、3月にフィードバックのためのヒアリングを実施します。また、自己申告書に基づいて目標を達成するために、受講する研修計画を自己育成計画を活用して策定するなど充実した人材育成の取組を行っています。

- **健康管理体制・ターミナルケア体制が充実しています**

常勤医師1名、看護職員10名の配置があります。夜間も看護職員が1名配置され24時間体制での看護対応を行っています。また、医師も夜間オンコール対応になっており、ターミナルや急変時等の対応が昼夜問わず迅速に行われる体制になっています。医療機関は、近隣の総合病院3箇所と提携が結ばれています。ターミナルケアについては、4年前から本格的に取組が始まっています、「看取り介護指針」を基軸として、「看取り介護マニュアル」及び個別の「看取り介護計画書」が策定され、ホームでの看取り対応は年々増加しています（昨年度は17件）。

- **経口摂取維持及び口腔機能維持・向上への取組があります**

歯科・口腔領域の健康管理では、全利用者に主治医が付き、毎週回診を行っています。常勤の歯科衛生士が週2回ずつ各フロアを回って口腔ケアの指導も行っています。更に、大学の歯科医師の協力により、家族立会いの下で内視鏡検査も行い、口腔・嚥下状態の確認と説明を行っています。根拠に基づく専門性の高い個別の口腔ケアの実践があります。また、口腔ケア、口腔体操も毎食後の日課として全職員で支援を行っています。口腔体操については、介護職と歯科衛生士で区民学会に発表も行っており、ホーム職員全員参画の下で取組をすすめています。

<更なる改善が望まれる点>

- **経営層の役割の明確化が望されます**

施設長や係長の役割や責任については、運営規定や人事関連の各種マニュアル等において記載され、主任会議やフロアミーティング等で職員にも説明を行っています。ただし、運営規定や各種マニュアルに記載されている内容では、経営層の役割や責任についての内容が若干薄く、具体的に分かりにくい部分もあります。今後は、職員が施設長や係長等の経営層の役割をより深く理解できるようにするための表現の工夫、職員への情報発信の方法について検討することが望されます。

- **法人の中期計画にうたわれた年度目標が事業計画に反映されておらず、計画間の整合性を図っていくことが期待されます**

法人としての旧中長期計画（平成16～20年度）を踏まえ、新たに事業環境の分析を行った上で、平成21～23年度の中長期計画を策定しています。サービスの提案・提供、地域との連携、人材育成、

経営基盤の強化という4つの領域から40あまりの重点施策を掲げ、それぞれにアクションプランを立てて、年度ごとに進捗を管理している点は、優れた取組と言えます。ただし、法人の中期計画に謳われた年度目標が事業所ごとに作成する年度の事業計画に反映されておらず、今後、計画間の整合性を図っていくことが期待されます。

- ・ **地域への情報発信力を強化するため、広報誌の定期刊行やパンフレットへの工夫が望れます**

ホームページは、法人全体と各事業所の内容が分かりやすくなっています。ホーム季刊誌は、ホームの報告と共に利用者個別の報告も掲載し、利用者・家族のみに配布しています。事業団全体の季刊誌も年4回の頻度で発刊、区内のほぼすべての公共施設に配布されています。一方、ホームとして定期的に地域に発信する紙媒体がありません。今後は、近隣地域への情報発信を強く意識した広報誌の発刊も望れます。パンフレットは、事業団、ホームと独立して作成していますが、ホーム側では、サービスの特色やこだわりも盛り込み、独自性を打ち出すことも望れます。

第三者評価の普及・活用に向けて

第三者評価の実施はサービスの質の向上に向けた取組の基本であり、事業所・施設や運営主体である社会福祉法人の課題等を把握する材料の一つとなることから、東京都では、さまざまな受審促進のための取組を行ってきました。

その結果、東京都の第三者評価の受審実績は全国で最も高い水準となっており、受審数は制度が開始された平成15年度から平成21年度までの7年間で1万件を超え、事業者単位でみても約3割の事業者が第三者評価を1回以上受審しています。

東京都では、今後も、区市町村と協力しながら、定期的・継続的な第三者評価の受審を働きかけていきます。

【受審促進に向けた東京都の取組】

- ◇ 第三者評価の受審に係る経費を助成しています。
- ◇ 評価を受けたことの目印となるよう、「受審済ステッカー」を配布しています。
- ◇ 民間社会福祉施設サービス推進費等の補助金において、少なくとも3年に1度は第三者評価を受審することを、全額補助の要件としています。
- ◇ 経営主体や規模が多様な在宅系サービス事業者が第三者評価を受審しやすくなるよう、平成21年度から在宅サービス事業者向けの手法として、「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」を導入し、受審を促進しています。

4 問題を解決するために必要な区市町村の関与

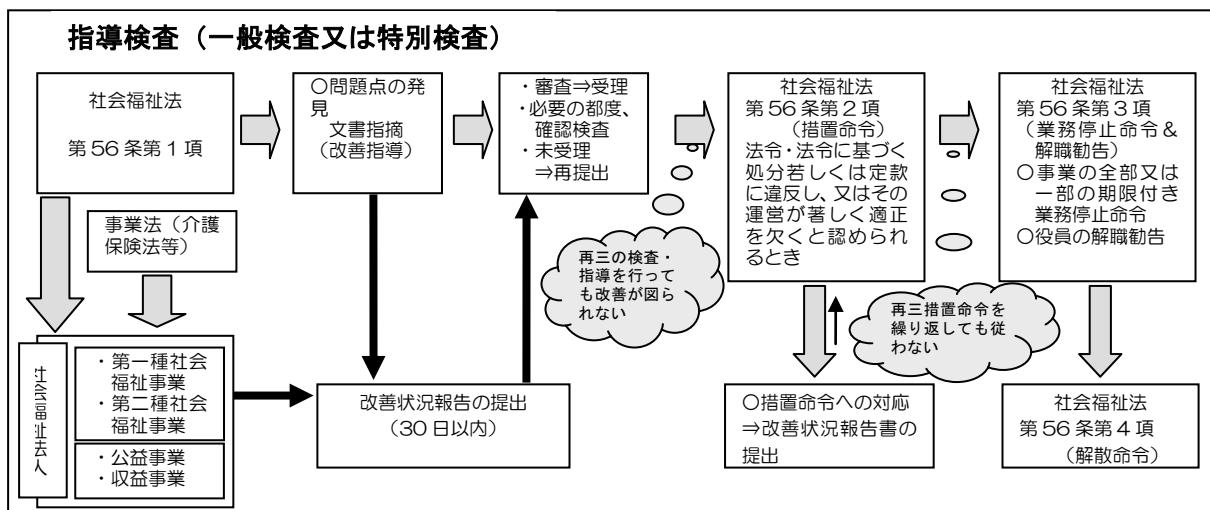
(1) 区市町村の関与のポイント

これまでには、問題の早期発見のために区市町村が社会福祉法人にどのように関与すべきか整理してきましたが、ここでは、社会福祉法人の経営や施設運営に具体的な問題が生じた場合に、東京都と区市町村がどのような関わり方をすることにより、問題の早期解決を図ることができるかを整理します。

① 都が行う社会福祉法人の指導監督の法的根拠と指導監督の流れ

社会福祉法人に対する指導監督は、社会福祉法に基づく「社会福祉法人審査基準」、「社会福祉法人定款準則」、「社会福祉法人指導監督要綱」、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」等の国通知が根拠規程となっています。また、施設・事業所については、介護保険法、児童福祉法等のいわゆる福祉関係事業法を根拠に指導監督を行っています。

東京都が社会福祉法人に対し検査を行う際、原則として運営する施設の検査も併せて行っていますが、一般的な流れは下図のとおりです。



※一般検査：指導検査事項全体について法人・施設等の所在地において行う検査

特別検査：次のいずれかに該当する場合に、特定に検査事項を定め、重点的又は改善が図られるまで継続的に行う検査

ア 法人・施設等の経営等に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき

イ 一般検査による改善の措置が認められないとき

ウ 正当な理由がなく一般検査を拒否したとき

② 社会福祉法人の指導検査に係る結果情報の提供方法の変更について

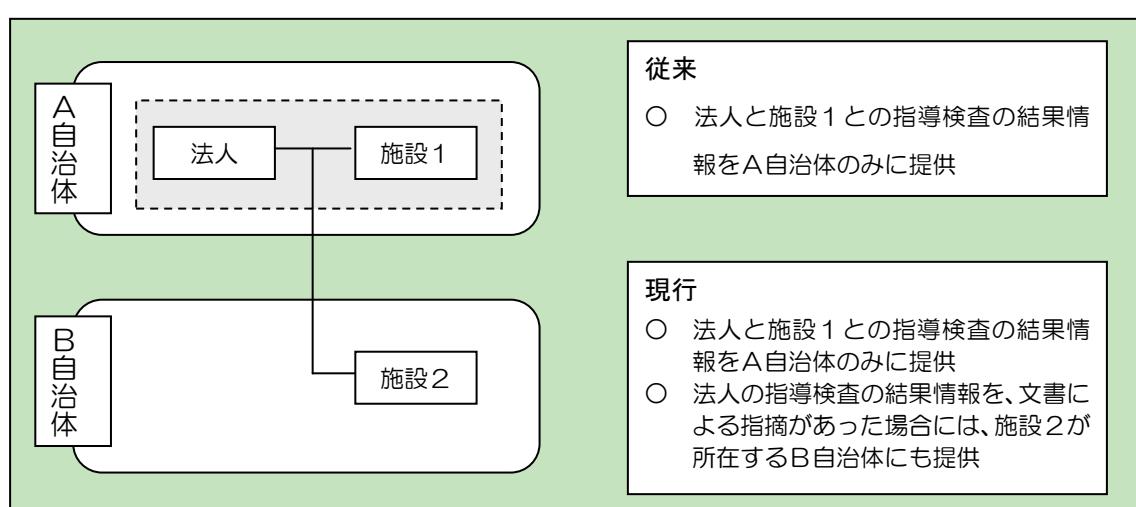
(平成 22 年度から実施)

社会福祉法人の指導検査は、原則として、社会福祉法人が運営する施設・事業所の指導検査を併せて実施しているのは先に述べたとおりです。これまで、東京都では、検査結果は指導検査の対象となった施設・事業所が所在する区市町村のみに通知することとしていました。

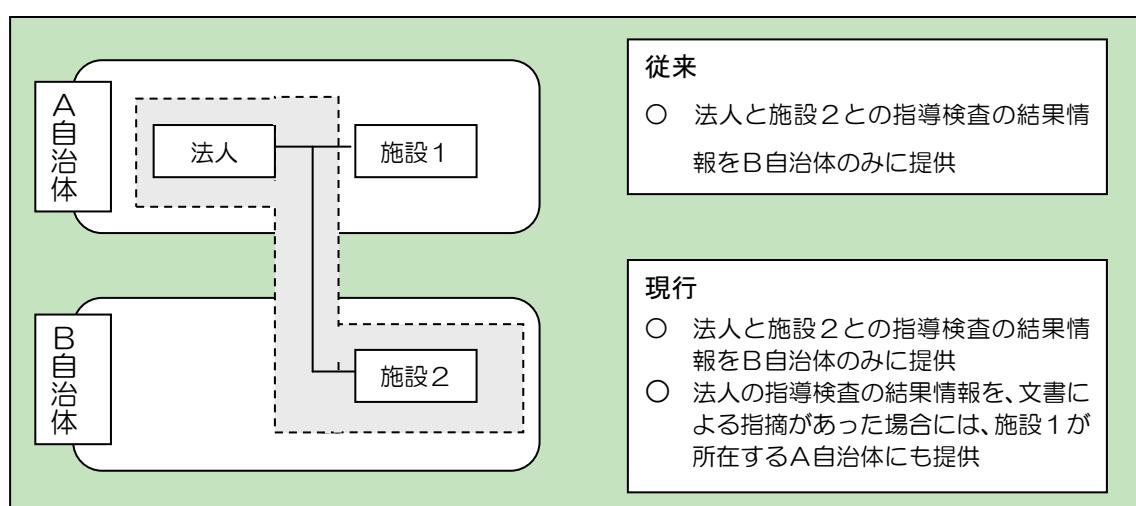
しかし、区市町村が、社会福祉法人の施設運営だけでなく法人経営に関する情報収集を行い、問題の早期発見を実現するためには、他の自治体に所在する施設で行われた指導検査の結果についても把握していることが望ましいといえます。そのため、指導検査を実施した結果、文書による指摘があった場合には、法人所在地以外に施設のある自治体に対しても情報提供することに変更しました。

<結果情報の提供例>

(ア) 同一自治体に所在する法人と施設との指導検査を実施した場合



(イ) 異なる自治体に所在する法人と施設との指導検査を実施した場合

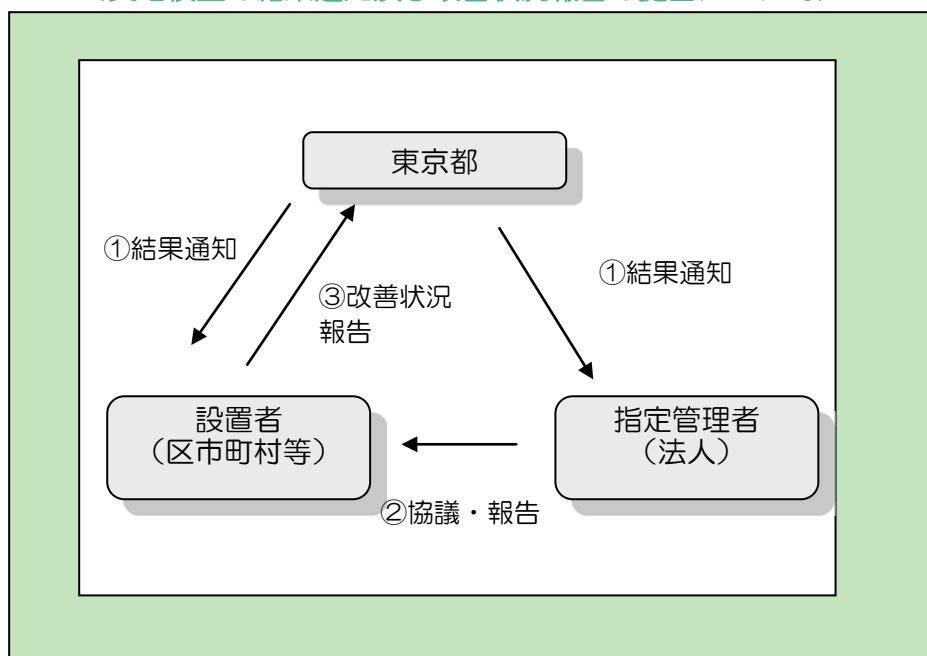


③ 指定管理施設における実地検査結果通知の交付及び改善状況報告の提出について

(平成 22 年度から実施)

指定管理施設については、区市町村等に施設の設置者としての責任があることから、指定管理施設に関する実地検査及びその結果については、設置者（区市町村）に対して通知しています。また、改善状況報告は設置者経由で提出することにしています。これは、指定管理施設の設置者（区市町村等）が指定管理者の改善に向けた取組や進捗状況を把握し、改善指導に役立てていくことを促進するためです。

＜実地検査の結果通知及び改善状況報告の提出について＞



④ 法人との継続的な関わりの重要性

社会福祉法人の適正な経営を確保していくためには、日頃から行政による継続的な関与が必要であり、東京都と区市町村とが一層の協力・連携を図ることが重要です。

32～42ページで述べた計算書類や43～48ページで述べた第三者評価結果を活用し、法人の経営状況や実態を把握するとともに、社会福祉法人や施設に関する都の指導検査結果を確認することで、区市町村は、これまで以上に社会福祉法人の実態を適切に把握し、改善の取組等に関与する上で有益な情報を得ることができます。

(2) 各ケースにおける区市町村の関与

保育サービスや介護保険事業においては、その実施主体は区市町村となっています。これらの事業においては、区市町村は社会福祉法人に対して第三者的に関与する立場にとどまらず、福祉サービスの実施責任者として主体的に指導する等、日常的に関わることが求められます。

例えば、保育サービスにおいては、そのサービス内容に苦情があったときに、主体的に解決を図るのは、利用者サービスについて第一義的に責任を負っている区市町村です。

ア 利用者サービスに関する苦情のある法人のケース

何度も同じような苦情が寄せられる法人には、苦情処理の仕組みや苦情の原因となる事象（事故や身体拘束等）が発生した場合に、組織的に解決する仕組みがなかったり、施設長や役員に報告されていなかったりするケースが少なくありません。

利用者や家族から寄せられる苦情自体も解決すべき問題ですが、何より、寄せられた苦情を再発防止やサービス向上につなげていく仕組みの有無が重要になります。

(ア) 利用者や家族の苦情の収集と対応の在り方

利用者や家族、地域住民からの苦情は、区市町村に寄せられる場合が少なくありません。区市町村に苦情が寄せられた場合には、後々の指導や監督に活用するためにも苦情の対象となった事業所名や苦情の内容、日時、場所等の詳細を記録しておくことが大切です。

また、苦情の内容の真偽について早急に確認を行い、寄せられた苦情が事実であり重大な影響が及ぶ可能性がある場合には、東京都に情報提供し、どのように解決を図るべきか、東京都と区市町村とでどのように役割分担をするのか等を協議し、問題の早期解決を図ることが求められます。

(イ) 区市町村の関与が問題の早期解決につながった事例

(※以下の事例は、実際に起こった事例を一部脚色したものです。)

＜事例1＞ 利用者サービスに関する苦情を解決したケース	
事業種別	保育事業を経営する法人
問題発見の 経緯	<p>① 「園児への保育が不適切」等の苦情が区市町村に寄せられる。</p> <p>② 区市町村から東京都に情報提供</p> <p>③ 東京都が実地検査を実施</p> <p>④ 上記③の実地検査により、園児に対する不適切な保育を確認し、指導を実施</p>
問題解決ま での経緯	<p>① 保育園で改善に取り組み、区市町村を経由して東京都に改善報告書を提出するも、東京都では、改善報告書の内容が不十分と判断し、区市町村に継続的な指導の必要性を伝える。</p> <p>② 区市町村が役所内等で理事長、園長、その他の理事を数回にわたり指導し、東京都と連携して指導を実施 ※区市町村職員が保育園に出張し、日常的な保育のモニタリングを行い、現地の状況を東京都に報告した。</p> <p>③ その後、保育園の運営体制の脆弱性が問題の背景にあることが分かり、東京都と区市町村との共同指導により、法人側に主任保育士の設置等を促し、適正な運営を実現した。</p>
問題解決の ポイントと 区市町村の 関与	<p>＜問題解決のポイント＞</p> <ul style="list-style-type: none">○ 問題の早期発見がなされ、東京都と区市町村とで問題を共有できたこと○ 改善報告書の提出のみで問題解決と判断せずに、継続的な指導を行うことができたこと。○ 問題解決のために区市町村が法人に積極的な指導(日常的な保育のモニタリング等)を行ったこと。○ 問題解決に向けた指導を行う中で、園運営体制の強化の必要性を把握し、東京都と区市町村とで共同指導を行ったこと。 <p>＜コメント＞</p> <p>問題の発見から解決までの過程において、区市町村が積極的に指導したことが問題解決につながった事例である。特に、区市町村が日常的な保育のモニタリングを実施するなど、きめ細かな指導を行ったことが問題解決の契機となった。</p>

イ 利用者事故への対応が必要な法人のケース

重大な事故が発生する法人には、監事のチェック機能が働いていない、事故防止委員会が機能していない、事故防止マニュアルが整備されていない等の問題が見られます。福祉サービスの利用者は、高齢者や障害者、児童等であるため、万全の体制で事業運営を行っている場合でも、予期せぬ事故が発生するリスクを常に抱えています。

このため、事故が発生した場合に備えて、現在の事業運営の課題を抽出し、その改善に向けて取り組んでいくことが重大な事故の防止につながります。また、多くの事故は「ヒト」に起因して発生するため、人材の育成や定着、職場環境の改善等への取組も重要です。

(ア) 事故が発見・報告された場合の対応の在り方

区市町村に事故の発生が報告された場合には、迅速に東京都と協議し、どのような指導を行うべきか決定する必要があります。早期に問題解決を図るために、事故報告を受けた区市町村は、可能な範囲で事故の内容や原因、背景等を把握しておくことが望されます。

また、重大な事故は未然に防止することが重要なので、監事のチェック機能が働いていない、事故防止委員会が機能していない、事故防止マニュアルが整備されていない等の問題が見られる場合には、積極的に助言・指導を行うことが大切です。

(イ) 区市町村の関与が問題解決につながった事例

＜事例2＞ 重大な事故が発生した法人の問題を解決したケース	
事業種別	介護事業を経営する法人
問題発見の経緯	<ul style="list-style-type: none">① 特別養護老人ホームで利用者サービスに関する重大な事故が発生② 東京都が実地検査を実施し、数回の文書指摘により、問題解決や今後の事故防止に向けた仕組み・体制づくりを指導③ 上記②の指導を通じて、改善の確認ができなかつたため、東京都と区市町村とが協力して指導を継続
問題解決までの経緯	<ul style="list-style-type: none">① 東京都の指導で改善が見られなかつたため、区市町村が事故の発生状況や原因、背景の調査を実施② 上記①で区市町村が実施した調査結果を東京都に報告③ 上記②の調査結果報告に基づき、東京都と区市町村が協力して、問題解決・事故防止に関する仕組みづくり等を指導
問題解決のポイントと区市町村の関与	<p>＜問題解決のポイント＞</p> <ul style="list-style-type: none">○ 文書指摘による改善が見込まれない法人の状況を、東京都と区市町村とで共有できたこと。○ 事故の発生状況や原因について、区市町村が積極的に調査を行ったこと。○ 問題解決・事故防止に関する仕組みづくり等を東京都と区市町村とが協力して指導することができたこと。 <p>＜コメント＞</p> <p>本来、事故の状況や原因の調査は法人自らが行うべきものであるが、法人独自での取組が期待できなかつたため、区市町村が事故の全容究明に積極的に取り組んだことが問題の解決につながった事例である。</p> <p>区市町村の調査により、東京都、区市町村及び法人の3者が問題に対する共通認識を持つことができたことが問題解決の契機となった。</p>

ウ 職員の内部告発のある法人のケース

内部告発をする職員は、事業運営やサービス提供に対する問題意識が高く、改善の必要性を強く感じていることが考えられます。しかし、法人内に改善に向けた意欲や仕組みがなかったり、そもそも職員が意見や提案を行うことができない組織風土になっているケースも多いようです。

内部告発が頻発するような法人においては、重大な事故が発生するリスクが高い状況となっていることも考えられるため、内部告発の内容を解決するだけでなく、職場環境の改善等も必要となることが少なくありません。

(ア) 職員の内部告発に関する問題が発見・報告された場合の対応の在り方

本来であれば、職員の内部告発が起こる前に、監事等が問題を発見・把握し、問題解決に向けた方策を理事会で審議するように促すチェック機能が働くことが必要です。したがって、職員から内部告発されるケースでは、法人経営や組織運営に重大な課題を抱えていることが想定されるため、区市町村に内部告発が寄せられた際には、内部告発の内容の真偽について、迅速に調査を行い、重大な問題が発見された場合には直ちに東京都に情報提供することが求められます。

(イ) 区市町村の関与が問題解決につながった事例

＜事例3＞ 職員の内部告発に関する問題を解決したケース	
事業種別	措置事業（児童養護施設）を経営する法人
問題発見の経緯	<p>① 施設職員が利用者を虐待している旨の内部告発が、同僚職員から区市町村に寄せられる。</p> <p>② 内部告発を受けた区市町村が東京都の実地検査に立ち会い、内部告発の事実を確認</p>
問題解決までの経緯	<p>① 虐待の事実が認められたため、東京都が児童福祉法に基づく改善勧告を実施</p> <p>② 改善勧告に基づき、法人が再発防止に関する仕組みづくりに着手</p> <p>③ 上記②の法人の取組に対して、区市町村が助言・指導を行い、実行性のある再発防止の仕組みを構築</p> <p>④ 上記③に関する改善報告書を区市町村経由で東京都に提出し、改善内容の妥当性を東京都が確認</p>
問題解決のポイントと区市町村の関与	<p>＜問題解決のポイント＞</p> <ul style="list-style-type: none">○ 問題の早期発見がなされ、東京都と区市町村とで問題を共有できたこと。○ 都の実地検査に区市町村が立ち会い、問題解決への協力体制を構築できたこと。○ 法人の再発防止に関する仕組みづくりに対して、区市町村が積極的に助言・指導を行ったこと。 <p>＜コメント＞</p> <p>区市町村が日常的に当該法人に関する評判を把握していたため、内部告発が寄せられた段階で問題の早期発見に向けて行動することができた事例である。また、法人の再発防止の仕組みづくりに対して、区市町村が積極的に助言・指導を行ったことが、問題の早期解決にもつながっている。</p>

エ 不正な法人運営を行っているケース

不正な法人運営を行う法人には、監事機能が働かずに入不適切な事業運営をチェック・是正する仕組みが機能していない、役員が中長期的な経営の視点を持っていない、理事長と特定利害関係にある者が役員に選任されている等の問題があり、法人運営における最高意思決定機関である理事会が形骸化しているケースが多く見られます。

(ア) 法人運営に関する問題が発見・報告された場合の対応の在り方

不正な法人運営を行っている法人は、本来であれば公的性質を有する社会福祉法人の経営を行うことが認められないものと考えられます。問題の早期解決が必要なだけでなく、法人運営に起因する様々な問題が発生していることが考えられるため、これらへの対応も必要です。

適正な法人運営を実現するためには、継続的な観察が必要となるケースが多く、東京都と区市町村とがそれぞれの役割を整理し、連携して指導することが重要になります。

(イ) 区市町村の関与が問題解決につながった事例

＜事例4＞ 不正な法人運営を行っている法人の問題を解決したケース	
事業種別	介護事業を経営する法人
問題発見の 経緯	<p>① 法人の理事長が、不正に法人外部に資金の貸付を行った。 ② 東京都が、法人の実地検査を行い、上記①の事実を確認 ③ 上記①の事実について、一部の役員が認識していたものの、理事長に対して意見することもなく、理事会での審議もされていなかったことが判明 ④ 東京都は、上記①～③の状況について、補助金等で運営支援している区市町村に報告</p>
問題解決ま での経緯	<p>① 理事長による不正な法人外部への資金の貸付について、東京都と区市町村が情報共有し、連携して指導を実施 ② 上記①の結果、貸付資金は全額回収された。 ③ 再発防止のため役員人事を指導し、法人において役員の体制の見直しを実施 ④ 区市町村の関与による役員人事の実施により、法人経営の適正化・透明化が図られた。</p>
問題解決の ポイントと 区市町村の 関与	<p>＜問題解決のポイント＞</p> <ul style="list-style-type: none">○ 東京都の実地検査により明らかになった法人外部への資金貸付の事実を区市町村と共有することができたこと。○ 問題の早期発見により、貸付資金を全額回収することができたこと。○ 資金の回収だけでなく、役員人事を指導し、適正な法人経営を実現したこと。○ 役員人事に当たり、区市町村が人選に関する助言を積極的に行つたこと。 <p>＜コメント＞</p> <p>法人外部への資金貸付の事実のみでなく、適正な理事会運営がなされていない事実を把握し、東京都と区市町村が連携して指導を行うことができた事例である。また、新役員の人選に区市町村が積極的に関与したため、短期間で法人経営の適正化を図ることができた。</p>

才 事業継続に問題のある法人のケース

事業の継続性に問題がある法人には、要議決事項を理事会で審議せずに理事長等が専決してしまっている、監事機能が働かず不適切な事業運営をチェック・是正する仕組みが機能していない、役員が中長期的な経営視点を持っていないため財務状況等が悪化している事実を認識していないなど、法人運営における最高意思決定機関である理事会が形骸化しているケースが多く見られます。

(ア) 事業の継続性に問題が発見・報告された場合の対応の在り方

社会福祉法人の事業の継続性は、地域の安定した福祉サービスを実現するために重要な要素となります。この点に問題がある法人については、事業の継続に向けた指導を行うのか、又は事業の譲渡や廃止を視野に入れて他法人への合併に向けた指導を行うのかについて、東京都と区市町村で十分に協議し、判断することが求められます。

(イ) 区市町村の関与が問題解決につながった事例

＜事例5＞ 事業継続に関する問題を解決したケース	
事業種別	保育事業を経営する法人
問題発見の経緯	<ul style="list-style-type: none">○ 保育園の敷地に係る契約が数年後に満了となるにもかかわらず、契約満了後の方針が理事会で審議・決定されていないことが判明
問題解決までの経緯	<ul style="list-style-type: none">① 東京都が区市町村と協議の上、法人に対して「契約の更新を行うのか」、「保育園を移転するのか」等の方針を理事会で審議するように指導② 上記①の指導の後も法人の方針が決まらなかったため、区市町村が保育園の安定的な運営のために、事業用の敷地を確保することを具体的に指導③ 上記②の指導を行う上で、東京都と当該区市町村とで、理事長等の役員に対し、制度の説明や法人として検討すべき事項について指導を行い、改善を図った。
問題解決のポイントと区市町村の関与	<p>＜問題解決のポイント＞</p> <ul style="list-style-type: none">○ 敷地の契約の満了前に問題を早期発見し、東京都と区市町村とで情報を共有できたこと。○ 地域福祉ニーズを踏まえて、事業継続に向けて法人が取り組んでいくべきことを指導できたこと。○ 東京都と区市町村とで協力して、理事長等の役員に対して継続的な指導を行うことができたこと。 <p>＜コメント＞</p> <p>契約の満了が事業の継続に影響を与えることの理解が十分ではなかった法人役員に対して、検討すべきことを東京都と区市町村とで協力して指導することができた事例である。事業用の敷地の確保等について区市町村が積極的に指導したため、問題の早期解決につながっている。</p>

力 法人の経営再建の必要性がある法人のケース

経営再建の必要性がある法人には、財務状況が悪化しているにもかかわらず、改善に向けた計画が立てられない、そもそも事業継続に向けた役員の意識が希薄である等の問題が見られます。

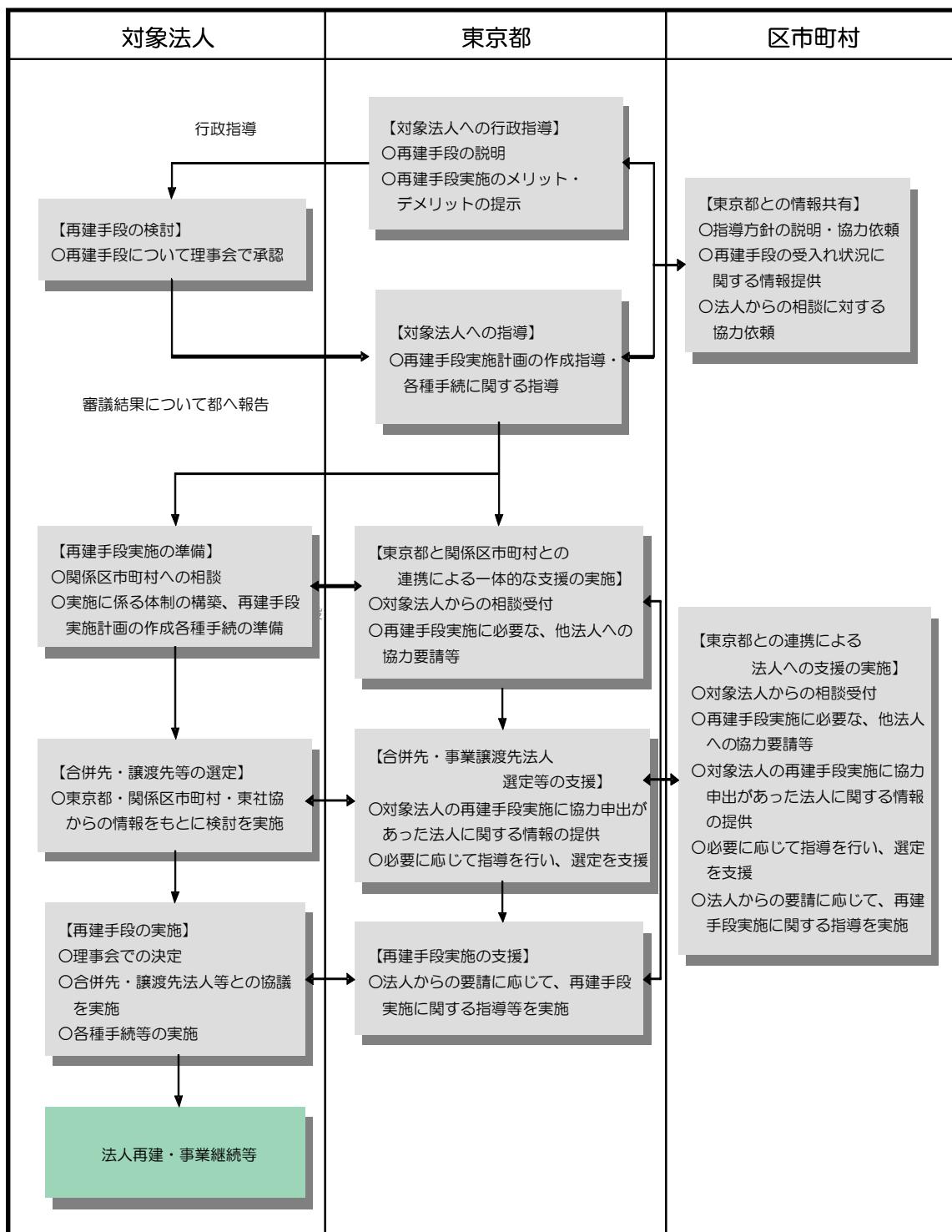
(ア) 経営再建が必要となった場合の対応の在り方

法人の経営再建が必要となった場合には、再建の可能性について、法人、東京都及び区市町村の3者で協議することが求められます。法人役員に再建に向けた意欲があり、東京都や区市町村の指導や助言に沿った改善が見込める場合には、経営再建に向けた指導を行っていくことになりますが、再建の可能性が低い場合には、地域の福祉サービスを引き続き確保するために、他の法人への合併等も視野に入れた指導を行っていくことが必要になります。

(イ) 区市町村の関与が問題解決につながった事例

＜事例6＞ 法人の経営再建に関する問題を解決したケース	
事業種別	介護事業を経営する法人
問題発見の 経緯	<ul style="list-style-type: none">○ 法人経営の効率化・安定化を図ることを目的に事業撤退を考えるA法人が他法人との合併を含め事業継承策を検討していることを東京都へ相談
問題解決ま での経緯	<ul style="list-style-type: none">① 東京都は、合併に向けたA法人の意向を尊重し、法人の現事業拠点である地元区市町村に協力を依頼② 区市町村は、相手先法人を検討し、同じ地域内で活動するB法人を紹介③ A法人とB法人の合併に向けた調整に、区市町村も積極的に関与し、円滑な合併を実現
問題解決の ポイントと 区市町村の 関与	<p>＜問題解決のポイント＞</p> <ul style="list-style-type: none">○ 法人合併は双方の法人にとって初めての取組だったが、東京都や区市町村が関与することで円滑な合併を実現したこと。○ 合併先の選定に区市町村が関与したことにより、早期に合併先が見つかったこと。○ A法人の事業撤退の意向をB法人との合併につなげることにより、地域の福祉サービス提供体制を確保することができたこと。 <p>＜コメント＞</p> <p>A法人の事業撤退の意向を早期の段階で東京都と区市町村とが情報共有したことにより、B法人との合併という選択肢を導き出すことができた事例である。</p> <p>また、合併に伴う法人選定や法人間の調整に区市町村が積極的に関与したことにより、短期間での合併を実現し、結果として利用者への影響を最小限にとどめることができた。</p>

<法人の経営再建のための「再建手段（※）」実施の支援策と流れ>



(※) 再建手段…合併、事業譲渡、事業廃止、役員交替等

(3) 緊急的な関与が必要なケース

東京都が社会福祉法人に対して特別検査を行うような場合においては、東京都と区市町村とが連携して対応することがより重要となります。

① 行政による緊急的な関与が必要となる類型

行政による緊急的な関与が必要となるケースは、次の3つの類型に整理されます。

このようなケースにおいては、東京都が特別検査を行うことになり、区市町村には、必要となる情報の提供等が望されます。

ア 法人・施設等の経営等に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき

イ 一般検査による改善の措置が認められないとき

ウ 正当な理由がなく一般検査を拒否したとき

また、特別検査の結果、処分が必要なケースにおいても、東京都と区市町村が連携して対応することがより重要です。

② 東京都が緊急的な関与を実施した事例と区市町村の関わりの重要性

52～58ページに掲載した事例をみると、問題を抱える法人を発見した場合に、早期の段階で東京都と区市町村が問題や情報の共有を図っていることが早期解決を実現するポイントになることが分かります。

更に、問題解決を図る上で、「問題解決の方向性」や「どのような指導を行っていくのか」、「東京都と区市町村の役割分担や協力体制をどのようにするのか」等を協議し、計画的に指導を行うことができたケースで、より円滑に問題が解決しています。

そして、指導実施後も区市町村が継続的に関与することにより、問題の早期解決を実現するだけでなく、新たな問題を発見したり、問題の真因（理事会運営、監事チェック機能、本部機能に関する問題等）を解決するために一歩踏み込んだ指導を行うことにつながっています。

緊急的な関与が必要なケースでは、所轄庁である東京都が主体的に指導を行うことになりますが、区市町村の積極的な協力の有無が、問題の早期解決を実現するまでのポイントとなります。

参考

(1) 法人の基礎情報に関する確認事項 関係通知等

1	社会福祉法（昭和26年法律第45号）
2	社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）
3	「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付障第890号、社援第2618号、老発第794号及び児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知）の別紙1「社会福祉法人審査基準」<平成22年10月14日最終改正>、別紙2「社会福祉法人定款準則」<平成22年10月14日最終改正>
4	「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付障企第59号、社援企第35号、老計第52号及び児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局企画課長及び厚生省児童家庭局企画課長連名通知）の別紙「社会福祉法人審査要領」<平成19年3月30日最終改正>
5	「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（平成13年7月23日付雇児発第487号、社援発第1274号及び老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長及び厚生労働省老健局長連名通知）の別添「社会福祉法人指導監査要綱」<平成20年3月31日最終改正>
6	「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日付社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知）<平成19年2月20日最終改正> ※新たな社会福祉法人会計基準への移行期間終了をもって廃止される予定
7	「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日付雇児発第488号、社援発第1275号及び老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長及び厚生労働省老健局長連名通知）<平成19年3月30日最終改正>
8	「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日付社援施第6号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知）<平成19年7月31日最終改正> ※新たな社会福祉法人会計基準への移行期間終了をもって廃止される予定
9	「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成12年2月17日付社援施第7号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省社会・援護局施設人材課長、厚生省老人保健福祉局老人保健福祉課長及び厚生省児童家庭局企画課長連名通知）
10	「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」（昭和51年1月31日付社施第25号厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長連名通知）の別紙1「社会福祉法人経理規程準則」 ※新たな社会福祉法人会計基準への移行期間終了をもって廃止される予定
11	「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」（昭和51年1月31日付社施第25号の2厚生省社会局庶務課長、厚生省社会局施設課長及び児童家庭局企画課長連名通知） ※新たな社会福祉法人会計基準への移行期間終了をもって廃止される予定

12	「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」 (平成16年3月12日付雇児発第0312001号、社援発第0312001号及び老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長及び厚生労働省老健局長連名通知) <平成21年6月1日最終改正>
13	「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」 (平成16年3月12日付雇児福発第0312002号、社援基発第0312002号、障障発第0312002号及び老計発第0312002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び厚生労働省老健局計画課長連名通知) <平成21年6月1日最終改正>
14	「社会福祉法人会計基準への移行に関する留意点について」(平成12年2月17日付社援施第8号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省社会・援護局施設人材課長、厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長及び厚生省児童家庭局企画課長連名通知) ※新たな社会福祉法人会計基準への移行期間終了をもって廃止される予定

(2) 社会福祉に関するホームページの一覧

① 東京都福祉保健局

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/>

<主な掲載内容>

報道発表、お知らせ、福祉分野のお知らせ、各種申請様式、施設案内 等

② 東京都福祉保健局 一 社会福祉法人・施設情報

<http://www2.fukushihoken.metro.tokyo.jp/houjin/shisetsu.htm>

<主な掲載内容>

社会福祉法人現況報告書、社会福祉施設の指導検査結果 等

③ 東京都福祉保健局 一 社会福祉法人・施設等 指導検査基準

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/jigyosha/youkoutou/kijyun/index.html>

<主な掲載内容>

社会福祉法人指導検査基準、社会福祉協議会指導検査基準 等

④ 社会福祉施設整備費補助対象法人審査要領

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/jigyosha/shinsakijun/sinsakijyun/index.html>

<主な掲載内容>

社会福祉施設整備費補助対象法人審査基準、各施設整備担当問い合わせ先 等

⑤ 社会福祉法人設立の手引

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/jigyosha/seturitutebiki/houjinsetsuritsutebiki/index.html>

<主な掲載内容>

社会福祉法人の設立の手引、問い合わせ先 等

⑥ とうきょう福祉ナビゲーション(東京都福祉保健財団)

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>

<主な掲載内容>

事業所情報、サービス評価情報 等

⑦ 厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/index.shtml>

<主な掲載内容>

厚生労働省関連法規、報道発表、最新ニュース、問い合わせ先 等

(3) 問い合わせ窓口

施設の種別	所管課	電話番号
老人福祉施設	福祉保健局高齢社会対策部施設支援課	03-5320-4264
障害者施設	福祉保健局障害者施策推進部居住支援課	03-5320-4156
児童施設	保育所	福祉保健局少子社会対策部保育支援課
	児童養護施設 児童自立支援施設 母子生活支援施設	福祉保健局少子社会対策部育成支援課
	障害児施設	福祉保健局障害者施策推進部居住支援課
	生活保護施設	福祉保健局生活福祉部保護課
社会福祉法人の設立認可	福祉保健局指導監査部指導調整課	03-5320-4044

平成 23 年 3 月発行

登録番号（22）450号

**社会福祉法人の適正な経営の確保に向けて
～区市町村の関与の在り方ガイドブック～**

編集・発行 東京都福祉保健局指導監査部指導調整課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03(5320)4044

印刷所 社会福祉法人東京コロニー 東京都大田福祉工場
電話 03(3762)7611

石油系溶剤を含まないインキを使用しています